

専修教育

NO. 43 2022 WEB版

【CONTENTS】

●令和3年度管理者研修会

◇専門学校への期待

山下 洋

◇専門学校をとりまく法律の改正と展望

丸山 隆

●日本職業教育学会第2回大会報告<職業教育学研究(第52巻第1号)>

『シンポジウム 専門学校における公共性の検討』より

◇専修学校制度の成り立ちと変遷

菊田 薫

●「職業実践専門課程」の概要と認定状況

概要・分野別認定状況

都道府県別認定状況

●活動報告

専修学校1年間の歩み(令和3年4月～令和4年3月)

●参考資料

◇令和4年度事務担当者会議資料

文部科学省

21世紀出生児縦断調査結果

専門学校生の修学状況(中退者・休学者)に関する調査結果・新型コロナウイルス

感染症の影響による専門学校生の学生生活に関する調査結果

◇学校法人制度改革の具体的方策について【概要】

文部科学省大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会

学校法人制度改革特別委員会

専門学校への期待
～地方創生の枠組み活用に向けて～
文部科学省 総合教育局 生涯学習推進課
課長 山下 洋



1. はじめに

文部科学省生涯学習推進課の山下洋と申します。専門学校関係の皆様には、日頃より社会の第一線で活躍する優秀な職業人の輩出のためにご尽力頂き深く感謝申し上げます。

特に新型コロナウイルス感染症対策について、感染防止拡大に最大限配慮しながらの教育活動再開、実習をはじめとする年間の授業計画や教育活動の見直し、学生生徒の健康状態の確認、保護者や地域への説明等、教育現場で最善を尽くされておられること、改めて御礼申し上げます。

今日は、私の前職が「内閣官房まちひとしごと創生本部及び内閣府の地方創生推進事務局」であったことから、地方創生関係の事業のご紹介を中心にお話しさせていただきます。①国や地方公共団体の地方創生関係の枠組み、経緯、②国から地方公共団体を支援するメニューや事例、③地方創生からデジタル田園都市国家構想実現に向けた政府の動向についてお話しすることで、政府での地方創生関係、あるいはデジタル田園都市国家構想関係の動きをご理解頂きたいと願っています。地方公共団体は専門学校の身近なサポーターとして、サポートできる関係を構築するためのアクションが必要ではないかと考えています。

2. 国や地方公共団体の地方創生関係の枠組み、経緯

地方公共団体から専門学校への直接的な支援は、職業実践専門課程に対する都道府県の補助で、19都道府県で実施されています。これはまさに専門学校の人材育成の実績や地元産業への人材面での貢献という価値を地方自治体が認めている証だと思います。

他にも自治体の抱える様々な課題を解決するために専門学校は貢献可能な可能性があることから、専門学校のポテンシャルや存在価値をさらに自治体関係者が理解し、双方が利益を得られる関係を構築すべきと考えます。自治体の事業に専門学校が協力することで自治体から専門学校に対して資金が行く構造を作ることも大切でしょう。

3. 国から地方公共団体を支援するメニューや事例

令和4年度における内閣府の地方創生推進交付金の要求は1,200億円となっています。

この資金を活用して自治体事業と教育機関が連携して事業推進し、自治体からその教育機関に資金が提供されている事例を紹介します。

静岡県の藤枝市と島田市が協力して申請された「ICTで人の流れを呼び込む教育・産業づくり推進プロジェクト」が行われています。

ICT活用による産業づくりと、ICT関係の人材養成を行うためのプロジェクトです。プロジェクトのパートナーとして静岡産業大学が5年にわたりプロジェクトに参加され活動しています。

初年度は1,000万円台でしたが、2年度目以降は各1億円程度の事業費が投入されています。静岡産業大学は藤枝市にキャンパスがあることから本プロジェクトに参画されたのだと想像しますが、専門学校も同様に参画可能ではないでしょうか。例えば藤枝市・島田市の近くに所在する専門学校は自治体と良い関係を作りパートナーとして活躍する余地があると考えられます。

このように自治体と専門学校がコラボすることによって、自治体から専門学校に資金が流れるような構造について考えてみませんか？というのが今回のポイントです。

4. 地方創生の将来

政府の地方創生という考え方は、人口減少高齢化少子化という厳しい未来の課題認識に基づいて生まれました。

特に東京圏への一極集中という問題は深刻で、東京圏とは東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の影響範囲ですが、特に2008年のリーマンショック以降、東京圏への転入超過が拡大し続けてきました。

政府としては継続して問題解決の施策をとってきましたが、それより圧倒的に影響が大きかったのが新型コロナウイルス感染症でした。急激に転入超過数が減少し、本当に東京圏一極集中が改善されたのか、2020年以降はどう推移していくのかを政府としては注視しないとイケないと考えます。このまま東京圏一極集中の改善が継続するのか、コロナ克服、景気回復後に、また人々が東京圏に集まってくるのかを注視する必要があるでしょう。

東京圏一極集中の要因について意識調査を行うと、若者がどのようなイメージを持っているのかが分かります。意識調査的なデータでは、仕事や生活環境に良いイメージを持っているようです。しかし逆に、東京都の人達は所得が多いものの支出も多く、基礎支出や通勤の機会費用を考慮すると必ずしも豊かではないと見て取れます。

東京圏一極集中の弊害としてコロナ感染症は典型的で、都市部での感染拡大が顕著でした。今後は首都直下型地震が起こった時のリスクも想定されます。

しかし一方で、地方移住を希望するにも仕事や収入等の懸念がネックになっているというデータもあります。最近、コロナ禍において地方移住が盛んになったと報道がありました。コロナ禍で否応無しにテレワークという働き方を経験した東京圏在住者の間で、地方移住への関心が高まっていますが、実際には地方移住の範囲が首都圏内等のあまり遠くない所という条件はあるのかもしれませんが。

「まち・ひと・しごと創生法」の概観についてまずご説明します。

人口減少に歯止めをかけて、東京圏への人口の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的、計画的に実施するという目的を定めました。推進組織である『まち・ひと・しごと創生本部』で枠組みや推進のための総合戦略を行い、それを受けた地方版総合戦略は法律で規定されています。法律の趣旨を踏まえて地方創生の目指すべき将来は、『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』となっています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、第1期2015～2019年に地方創生に係る5か年の目標や施策の基本的な方針が示されました。第1期では①地方の若者就業率の上昇、②インバウンド需要の拡大、③農林水産物・食品輸出額の拡大に関して成果がありました。第2期においても成果の拡大が期待されていますが、第2期の初年度にコロナ禍となり、様相は大きく変わると考えています。

次に2020年度より開始された第2期「総合戦略」の概要ですが、当初、コロナ禍は全く想定されておらず、①稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする、②地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④ひとが集

う、安心して暮らすことができる魅力的な地域を作る、また、新しい時代の流れを力にする、多様な人材の活躍を推進する等、様々な観点からの施策の方向性がまとめられています。

この第2期「総合戦略」ですが、コロナ禍によって2020年12月に改訂されました。感染症による様々な影響を踏まえた形での改定です。

感染が拡大しない地域づくり、新たな地方創生の取り組みを、全省庁と連携を取りながら総合的に推進するというメッセージが出されています。感染症を契機とした地方移住への関心の高まりを地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくが大切で、各地域の自主的・主体的な取組を基本としつつ、地域のみでは対応しきれない面を様々な観点から支援していくための方向性が示されています。

特に新しい時代の流れを力にするという点で、スーパーシティ構想推進など地域におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の活用による地域課題を解決、またグリーンという視点で脱炭素社会、地方創生SDGsの実現、地方創生テレワークの推進、オンラインによる関係人口の創出拡大、企業版ふるさと納税の人材派遣型創設など、新しい動きが大切です。

地方創生を年間スケジュールの面から見ると、まず6月ごろには骨太の方針が出され、同時期には「まち・ひと・しごと」の基本方針も閣議決定されます。それに基づいて各省庁は概算要求、予算編成を経て、12月には総合戦略基本方針の改定版を作成します。つまりこの基本方針により次年度の事業を意識した方向性が示されます

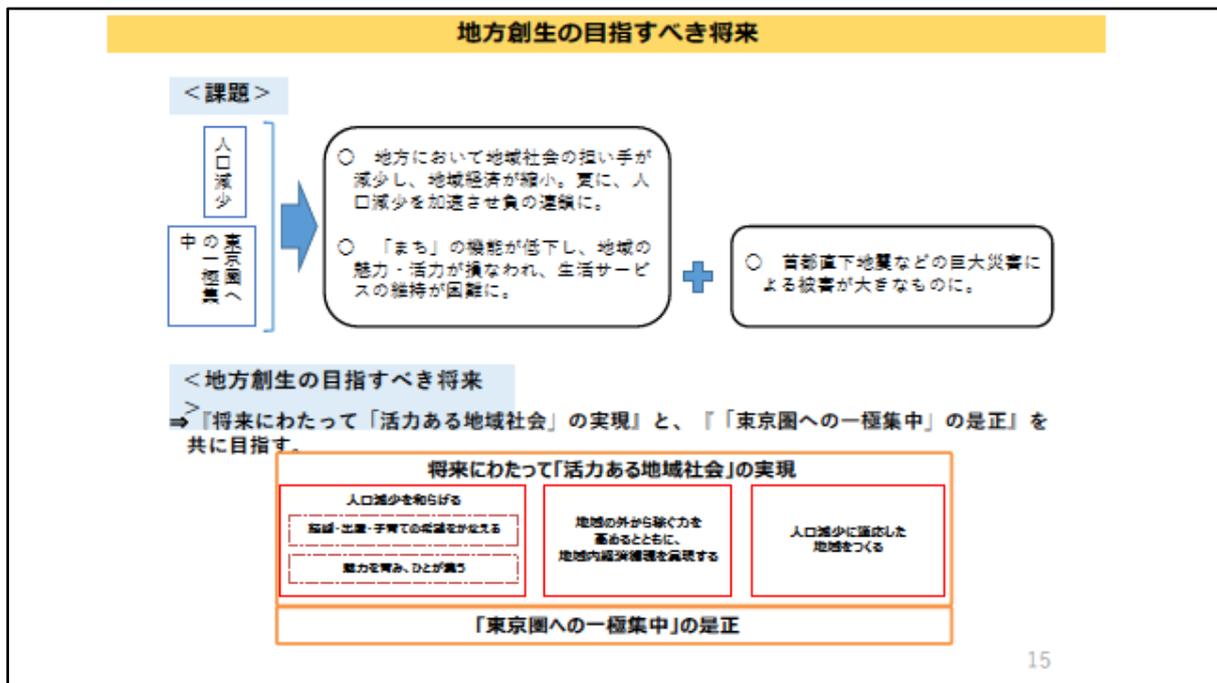
基本方針2021の特徴として、地方創生の新たな三つの視点を提示しています。

「ヒューマン（地方へのひとの流れの創出、人材支援）」「デジタル（地方創生に資するDXの推進）」「グリーン（地方が牽引脱炭素社会の実現）」です。

それぞれの分野に人材支援の項目があります。今は人材支援を受けつつ人材育成を行う時期であり、自治体はそこで専門学校教育を活用していけるような協力ができれば良いと思います。

地方創生の3つの視点に基づく具体的な取組の全体像		
〇ヒューマン (地方へのひとの流れの創出、人材支援)	〇デジタル (地方創生に資するDXの推進)	〇グリーン (地方が牽引する脱炭素社会の実現)
①地方創生テレワークの推進 - アウトオフィスの整備・利用促進 - 情報機材・支援体制の強化 等	①5Gなどの情報通信基盤の早期整備 - 5G基地局やこれを支える光ファイバの整備 - ローカル5Gの普及展開の促進 等	①グリーン分野の人材支援 - 再生可能エネルギーの導入や地域活性化に豊富な経験を持つ専門人材の地方公共団体への派遣 等
②企業の地方移転等の促進 - 地方実効性増進策等による企業の地方移転 - 政府機関移転の促進 等	②デジタル分野の人材支援 - デジタル専門人材の地方公共団体への派遣 等	②関連情報の共有や官民協働の取組の推進 - 脱炭素に貢献する情報共有の仕組みの充実 - 地域における脱炭素化の計画策定支援等 - 脱炭素事業と新たなビジネス創出や住民サービスの充実を一体的に進める官民協働の取組の促進
③地域への人材支援の充実 - 地方創生人材支援制度 - 企業版ふるさと納税(人材派遣型) - プロフェッショナル人材事業 等	③データ活用基盤の整備 - 地方公共団体によるデータ活用基盤の整備・公開の取組の促進 - RESAS、V-RESASの活用事例の収集、普及啓発	③地方創生SDGs等の推進 - 脱炭素の視点を加えたSDGs公共取組の普及等
④子育て世帯の移住等の更なる推進 - 子育て世代の移住促進 - 地方公共団体の移住支援体制の強化 - 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備	④DX推進による地域課題の解決、地域の魅力向上 - スマート農林水産業、SDGsスクール構想、遠隔医療、自動運転などの取組の促進 - スーパーシティ構想の早期実現	④地域社会・経済を支える分野における脱炭素化の取組の推進 - 「みどりの食料システム戦略」を踏まえた取組(風山集村におけるエネルギーの地域連携など) - エリートツリー等の利用拡大 - 電気自動車等CO ₂ 排出の少ない輸送システムの導入、MaaSの実装等による公共交通の利便性向上 - 非住宅・中層層建築物等における木材利用 等
⑤関係人口の更なる創出・拡大 - 紹介する民間団体をモデル事業として支援		
⑥魅力ある地方大学の創出 - 地方の課題やニーズに応じた特色ある取組や組織改革を促すための具体的方策の検討 - 「キラリと光る地方大学づくり」 等		

※上記とあわせ、地方創生臨時交付金等を活用して感染症による影響からの回復を図るための急場の対応を行っているところである。



「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」の考え方

> 新型コロナウイルス感染症は地域経済や住民生活におおきな影響を及ぼしている一方、**地方への移住に関する関心の高まり**とともに**テレワークを機に**人の流れに変化の兆しがみられるなど、**国民の意識・行動が変化**。
 > こうした変化を踏まえ、本基本方針では、①地域の将来を「我が事」として捉え、地域が**自らの特色や状況を踏まえて自主的・主体的に取り組めるようになる**、②都会から地方への**新たなひとやしごとの流れを生み出す**ことを目指す。
 これにより、訪れたい・住み続けたいと思えるような魅力的な地域を実現していく。
 > この実現に向け、感染症が拡大しない地域づくりを含め、**総合戦略に掲げた政策体系(4つの基本目標及び2つの横断的目標)に基づいて取組を進める**に当たり、**新たに、3つの視点(ヒューマン、デジタル、グリーン)を重点に据え**、地方創生の取組のバージョンアップを図りつつ、**まち・ひと・しごと創生本部が司令塔**となって、**政策指針をしっかりと立て**、**全庁と連携を取りながら**政府一丸となって総合的に推進する。

<p style="text-align: center;">感染症の影響を踏まえた基本的な方向性</p> <p>○感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出</p> <p><現状の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク実務率の急増 ・特に若い世代の地方への関心の高まり ・東京から地方への個人・企業の転出の動き <p>○各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進</p> <p><自主的・主体的な取組を奨励する上で留意すべき流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や人口減少等を踏まえた地域課題の解決のためのデジタル化への関心の高まり ・地域の活性化に繋がる再生エネルギーや、新たな田舎暮らしとしての地方創生SDGsへの関心の高まり 	<p style="text-align: center;">地方創生の3つの視点</p> <p>○ヒューマン(地方へのひとの流れの創出、人材支援)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>○デジタル(地方創生に資するDXの推進)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>○グリーン(地方が牽引する脱炭素社会の実現)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
---	---

23

5. 地方創生からデジタル田園都市国家構想実現へ

地方創生からデジタル田園都市国家構想実現に向けてという政府内の動向についてですが、これは地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現を図っていくというものです。国はこの事業のため

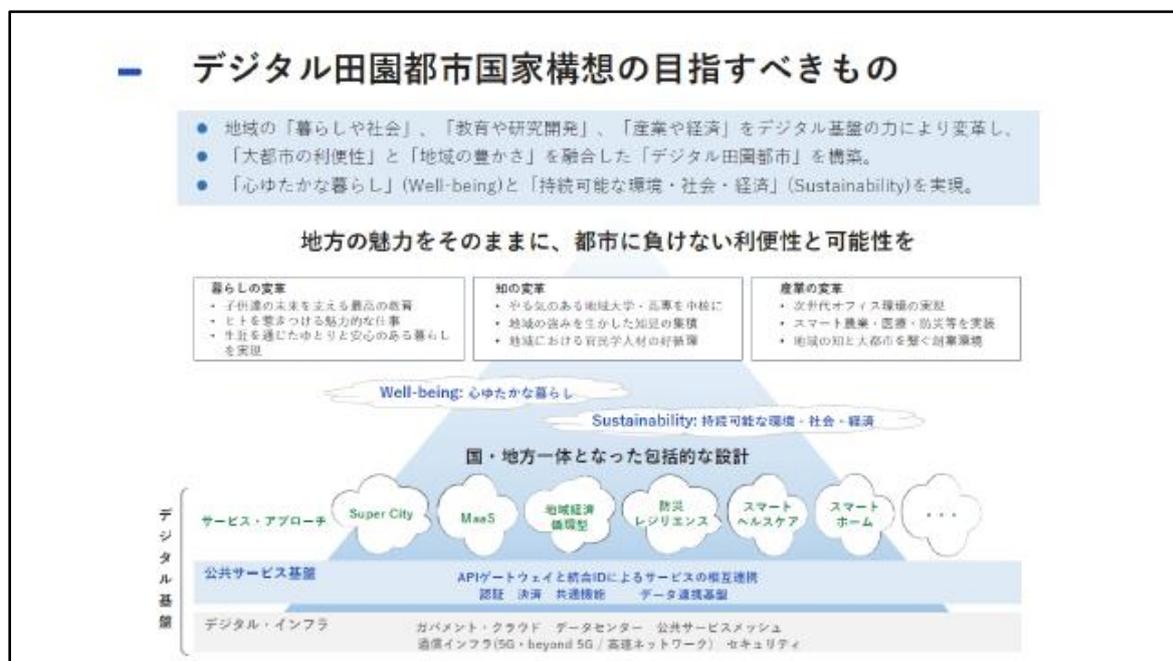
に資金を投入して地方の姿を変えていく、この構想の枠組みの中で「地方創生、まち・ひと・しごと」が動いていく可能性もあります。

次の第1回デジタル田園都市国家構想会議にデジタル担当大臣が提出した資料によれば、地域の暮らしや社会、教育や研究開発、産業・経済をデジタル基盤の力により変革し、大都市の利便性と地域の豊かさを融合したデジタル田園都市を構築する。その実現ための取り組みとして、例えば「デジタルの恩恵を地域が享受するための制度整備」中には、新たな人材の開発・活用の仕組みという記載があります。「大学・高専を中核とした地域の高度化」という項目では、大学、民間、自治体との間で、先端的人材の好循環を確立するとあります。デジタル技術と先端知見を活用して地域課題を解決、時代が求める先端人材を育成するというものです。これは大学と高専に限定されたものではなく、地域の職業人育成に極めて大きな影響を与えている専門学校も想定されると思います。

デジタル田園都市国家構想の取組イメージ（デジタルからのアプローチ）の表内には、アプローチ例の「知の変革」部分に、やる気のある地域大学や高専を中核に、という表現がありますが、地域における官民学人材の好循環のために専門学校の活躍も想定できるでしょう。この他にも地域ごとの取り組みが考えられると思います。

デジタル田園都市の実現のためのビジネスモデルについて考え、Before Digital（昭和のモデル）とAfter Digital（令和のモデル）を比較すると、令和には「共助」として、デジタル連携基盤、統合ID、認証等公共サービス基盤が必要とされます。

既にデジタル技術を活用して、仕事の場の確保、教育機会の充実、医療の充実など、地方の抱える様々な課題の解決を図り、地方と都市の差を縮めるべく、様々な取り組みが全国で進捗しつつあります。



一 実現に向けた取り組み(1/2)

- 全関係省庁、産業界やアカデミア、海外プレーヤーも巻き込み、地方自治体やビジョンを共有する事業者が一丸となってデジタル田園都市を構築 ⇒ デジタルの恩恵を日本全国に＝デジタル全国総合開発計画(P)

時代を先取るデジタル基盤整備

- ・ 5G、データセンター、公共Wi-Fi、インフラシェアリング等世界最高水準のデジタルインフラの整備
- ・ 国と地方が一体となって公共サービス基盤(業務改革と公共サービスメッシュ)を構築

24/7 先端的サービスの普遍的提供

- ・ 主要サービス分野(健康医療、教育、防災、モビリティなど)について国が必要なツールや知見を開発(基本パッケージ)し積極的に地域に提供
 - ※ 相互運用性の確保、APIの公開等デジタル原則を大前提にスマートシティ関連施策(スーパーシティを含む)を抜本的に強化。地域を選ばず最先端サービスが提供可能に

デジタルの恩恵を地域が享受するための制度整備

- ・ 新サービス実装に向けた制度改革、新たな人材の開発・活用の仕組み、地域通貨活用などの事業環境の整備をデジタル臨調と連携し実現

地域産業の高度化

- ・ スマート農業、iConstruction、ドローン配送などデジタル技術を活用し地域産業を都会の若者にとっても魅力のあるものに変革(新産業領域の創出)
- ・ 地域のベンチャーを含め地域企業の新たな活躍の場の創出(デジタル下請いじめの根絶を含む)

3

一 実現に向けた取り組み(2/2)

官民学一体となった事業環境の構築

- ・ 1.次世代型サテライトオフィスの構築から始まり、2.大都市や諸外国の産業を積極的に誘致、3.地域から新産業を創出する環境を整備
 - 例) 経済界などとも連携し次世代型サテライトオフィスのモデルを全国各地に創設、内外のVCとも連携し地域大学にスタートアップ環境を整備

大学・高専を中核とした地域の高度化

- ・ 大学や高専を核にデジタル技術等先端的知見を活用して地域課題を解決、併せて時代の求める先端人材を育成、新産業を創出。大学、民間、自治体の間で、先端的人材の好循環を確立

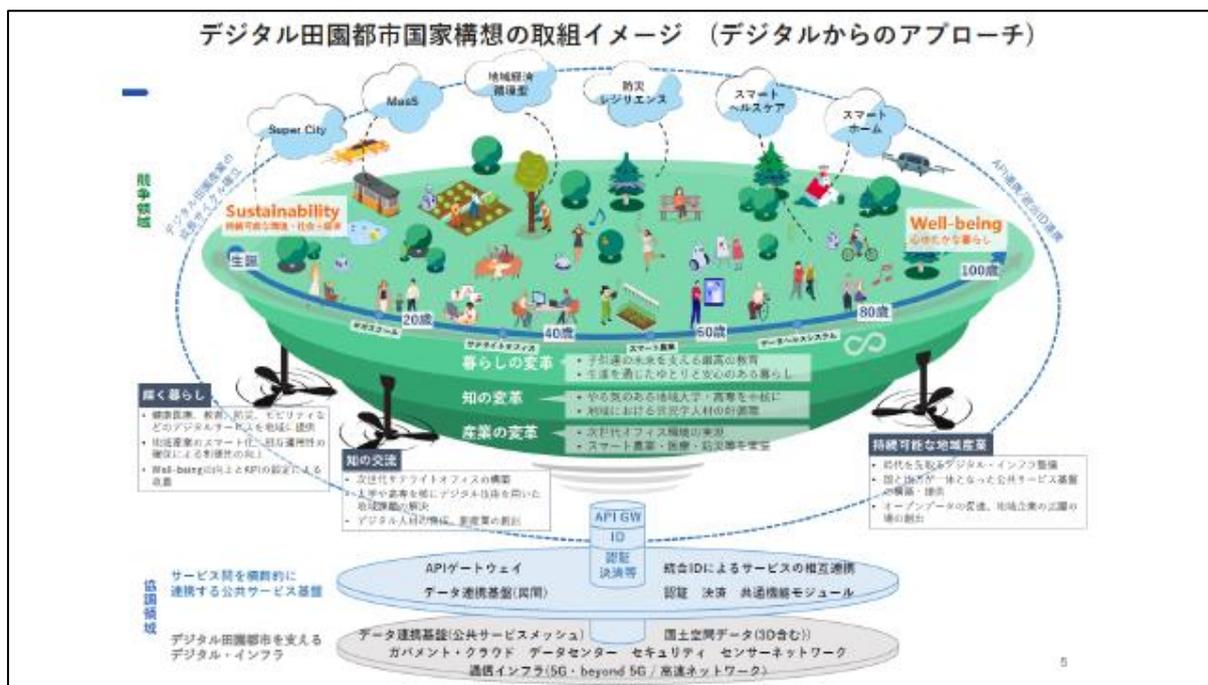
地域のWell-beingの向上と持続可能性の確保

- ・ 地域毎にWell-being指標を定期的に測定、KPIを設けて恒常的に改善
- ・ デジタル技術等を活用し、循環型経済社会やカーボンゼロ地域を実現

継続的発展のための枠組み

- ・ RESASなども活用したオープンデータを促進、それを活用した地域経済ダッシュボードを確立
- ・ 適切なKPIを立て、地域の事業者を巻き込んだ、デジタル田園都市産業の成長サイクルを設計
- ・ デジタル推進委員はじめ、地域でデジタルリテラシーを支える体制の整備

4



5. 地方創生関係事業と専門学校の役割

デジタル改革担当大臣が提示した今後の論点の中には、専門学校が協力可能な項目が多くみられます。①地方の課題を解決するためのデジタル実装では「教育機会や医療・福祉など共助を支える新たな準公共サービスの充実」、②デジタル人材の育成・確保「地域で活躍するデジタル人材の確保と共助のコミュニティの醸成」、「やる気のある地方大学、高専などを中核として先端的人材の好循環の確立 等」。③地方を支えるデジタル基盤の整備、④誰一人取り残さない社会の実現の中の「住民のデジタル化への理解・共助促進 等」。住民のデジタルリテラシーを高めていかないと、デジタル田園都市国家は実現できないでしょう。すべての年齢層が情報格差を乗り越えメリットを享受する社会を作るため、地域での人材育成が必要になると思います。

デジタル田園都市国家構想に活用できる主な施策、地方創生関係交付金として、

地方創生推進交付金（令和3年度当初予算1,000億円）

地方創生拠点整備交付金（令和2年度補正予算（3次）500億円）

以上の2つが専門学校に関係の深いものです。

11月26日、令和3年度補正予算が閣議決定されました。補正予算でデジタル田園都市国家構想関連地方創生交付金に関連する交付金が新たに決定され、デジタル田園都市国家構想推進交付金200億円。また、地方創生拠点整備交付金460億円は従来からあったものの、今回は目的が「デジタル田園都市国家実現に向けて」明記されている部分が注目されます。

デジタル田園都市国家構想推進交付金とは内閣府資料によれば、社会課題に直面する地域においてデジタル実装の加速を図ることが近々の課題となっており、デジタルを活用し地域の課題解決や魅力向上に向け地方公共団体が他の地域等で既に確立されている優良なモデル、サービスを活用して迅速な横展開を図る事業を、国として支援するものです。デジタルを活用した地域の課題解決という観点では、デジタル人材の不足や地域住民のデジタルリテラシーの向上等、地方公共団体が共通に抱える課題があり、専門学校と自治体の協力も考えられると思います。

次に地方創生拠点整備交付金ですが、これはハード系の交付金です。デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動といった課題に対応するため、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な施設等設備を支援する交付金です。デジタル田園都市構想の基盤となるハード整備に活用されることが想定されます。

DX等成長分野を中心として就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業は、特にⅠ．DX分野のリテラシープログラムの開発・実施、Ⅲ．重要分野のリカレントプログラムの開発実施ではグリーン、医療・介護、地方創生、女性活躍等、その他それぞれの地域課題に対応するためのリカレントプログラムの開発・実施に取り組む方々を支援する事業となっており、専門学校の皆様も応募可能な事業です。補正予算で16億円を要求しています。

6. 地方創生関係事業等【地方創生推進交付金】

続いて地方創生関係事業等を紹介させていただきます。大きく分類しますと、毎年1,000億円程度、内閣府に計上され地方自治体に1/2の交付率で交付されるソフト関係事業を推進する地方創生推進交付金と、主に補正予算で付く500億円～600億円が措置される1/2の交付率のハード関係事業を推進する地方創生拠点整備交付金の2種類の交付金があります。さらに国費ではなく、当該自治体に本社がない企業から寄付を受けその財源を活用して地方公共団体が様々な事業を展開する「企業版ふるさと納税」という、3つの資金的な取り組みがあります。

地方創生関係交付金の目的は、①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援、②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援、③地方再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保、となっています。

それぞれの事業の活動主体として専門学校が関わることは当然あり得るので、各自治体の地域政策課や財政課、地方創生担当部署との関係を深め、地方創生にご協力頂ければと思っています。

地方創生推進交付金は予算要求では1,200億円ですが、どの対象事業にアプローチしていくか、計画時に必要な要素は何かを自治体の方々と考えて計画を作り、アプローチすることが重要です。

地方公共団体における主な社会課題であれば、高齢化の進行、転出者の増加、出生者数の減少、結婚・出産・子育て等のハードルの高さ、産業活力の低下、労働力の低下、雇用機会の減少、担い手不足、魅力あるインフラ等の不足、地方の魅力の低下 等で申請できます。申請分野は農林水産業、観光振興、ローカルイノベーション、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり 等、あらゆる分野で活用可能です。ただし、政府内で既に同じ予算が用意されている分野では使用できません。例えば、農林水産業の課題であっても、既に解決のための農林水産省の予算があれば、地方創生関係の交付金は使用できないとお考え下さい。

地方創生推進交付金

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）
 令和3年度予算額 1,000億円
 （令和2年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的	対象事業等																
<p>○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。</p> <p>①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援</p> <p>②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援</p> <p>③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保</p> <p>【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">具体的な「成果目標(KPI)」の設定</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">「PDCAサイクル」の確立</div> </div> <p>※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行</p>	<p>【対象事業】</p> <p>①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の模範例 ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成 ・しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等</p> <p>②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組 ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">交付上限額（億円）</th> <th>申請上限件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>先駆3.0億円</td> <td>模範額1.0億円</td> <td>原則9事業（うち広域連携3事業）</td> </tr> <tr> <td>中部・関東</td> <td>先駆2.5億円</td> <td>模範額0.85億円</td> <td>原則7事業（うち広域連携2事業）</td> </tr> <tr> <td>近畿・四国</td> <td>先駆2.0億円</td> <td>模範額0.7億円</td> <td>原則6事業（うち広域連携1事業）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※Society5.0タイプは北海道・中部・関東・近畿・四国ともに交付上限額（広域）3.0億円、申請上限件数の例外</p> <p>③わくわく地方生活業強政パッケージ（移住・起業・就業支援） ・東京圏からのU・J・ターン促進及び地方の担い手不足対策</p> <p>④複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）</p>		交付上限額（億円）		申請上限件数	北海道	先駆3.0億円	模範額1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）	中部・関東	先駆2.5億円	模範額0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）	近畿・四国	先駆2.0億円	模範額0.7億円	原則6事業（うち広域連携1事業）
	交付上限額（億円）		申請上限件数														
北海道	先駆3.0億円	模範額1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）														
中部・関東	先駆2.5億円	模範額0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）														
近畿・四国	先駆2.0億円	模範額0.7億円	原則6事業（うち広域連携1事業）														
<p>資金の流れ</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-right: 10px;">国</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="margin-right: 10px;">交付金（1/2）</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-right: 10px;">都道府県 市町村</div> </div> <p>（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）</p>	<p>令和3年度からの主な運用改善</p> <p>①複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置（20億円の増額））</p> <p>②移住支援事業の要件緩和（テレワーカー等の対象化）</p> <p>③起業支援事業の要件緩和（Society5.0関連業種等の対象化）</p>																

次に対象事業分野毎の事業例や想定されるイメージについてお話しします。

農林水産分野の人材確保・育成支援事業は事業例として想定されます。人材確保・育成支援を課題としている自治体があれば、専門学校と協力して事業計画提出することも可能です。生産性向上・システム化支援事業も人材の活躍や技術開発面で対象になり得るでしょう。観光振興分野においてはインバウンド事業で、受入人材の育成・確保を専門学校が担う。ローカルイノベーション分野の産業創出支援・創業（企業）支援・事業で専門人材を育成する。さらに産業クラスター形成・強化事業で専門学校が企業等と組んで、地域経済の中核となるようなコンソーシアムを立ち上げることも想定されます。専門学校では雇用創出事業における起業家教育も行えます。働き方改革では、女性活躍支援事業、子育て・介護支援事業で、地方での女性の活躍に向けた講座を開設、研修会実施といった協力も可能です。まちづくりの分野では、まちづくり人材・組織育成において専門学校が活躍できる部分があると思います。

下は地方創生推進交付金を活用した、冒頭でご紹介した静岡県の藤枝市と島田市の事例、和歌山県、田辺市、みなべ町、3つの県・市・町で協力して申請された事例です。概要を見ると、地域の

魅力を発信できる人材、地域に残る人材、リーダーになれる人材を育成する取り組みを行っています。国内最大の梅の生産地で梅を素材にした官民学、行政・地域・大学・高校が連携し、ミツバチによる生物多様性評価の分析を行い、今後の地域の梅のブランディング、新たなミツバチ関連の商品開発に繋げるといふものです。2つの大学が自治体と協力しています。

地方創生推進交付金

地方創生推進交付金を活用した主な事例

「琵琶湖疏水通船復活を契機とした京都・大津広域観光促進事業」
(京都府京都市、滋賀県大津市)

事業期間(計画)：2017～2021年度
採択額：2017年度 51百万円
2018年度 54百万円
2019年度 43百万円
2020年度 36百万円

京都市と大津市とを結ぶ琵琶湖疏水の沿線には全国的にも有数の文化資産が点在しており、両市が広域的に連携してこれらを保全・活用するため、船による観光ルートを確立することで、観光需要を創出し、地域経済の底上げを図る。

→大津市観光消費額 135億円増を達成
(事業開始前：1,743億円/年 → 2017年度：1,878億円/年)

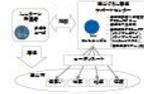



「岡山県北第『住み続けたい、住みたい』を実現するまち創生計画」(岡山県津山市)

事業期間(計画)：2017～2019年度
採択額：2017年度 21百万円
2018年度 21百万円
2019年度 21百万円

新たに「移住サポートセンター」を開設し、市への移住希望者に対し、住まい・仕事・生活環境などの暮らしに関する情報発信及び相談窓口を整備することにより移住・定住と就業を一体として支援する。

→圏域外からの移住者数 148人増を達成
(事業開始前：244人/年 → 2017年度：392人/年)

「ジョブセンターまえばしを核とした若者及び女性の就職支援事業」(群馬県前橋市)

事業期間(計画)：2016～2018年度
採択額：2016年度 17百万円
2017年度 25百万円
2018年度 26百万円

総合的就職支援施設において、特に若者や子育て中の女性に向けた、企業とのマッチング等の就職支援を行い、安定的な雇用と収入を確保することで、地域全体が発展することを旨とする。

→施設利用登録者の市内事業所就職者数 529人増を達成




「小さな拠点整備事業～里山活性化事業～」(香川県かがわ市)

事業期間(計画)：2016～2018年度
採択額：2016年度 2百万円
2017年度 4百万円
2018年度 15百万円

放置された里山を持続的かつ自立的に整備し、それに伴い発生した雑木を販売するなどコミュニティビジネスを拡大させて雇用を創出することにより、地域の魅力を高める地域活性化を図る。

→雑木の売上高 3.1百万円増を達成
(事業開始前：0.4百万円/年 → 2017年度：3.5百万円/年)




42

ICTで人の流れを呼び込む 教育・産業づくり推進プロジェクト

実施主体：静岡縣藤枝市、農田市
採択金額：13,625千円(H28)
130,625千円(H29)
123,900千円(H30)
97,150千円(R1)

事業の背景・課題

○両市ともに若者年層の転出超過が顕著であり、リターンで戻ってくる若者は、男女共に半数に満たない。「県内における両市の平均所得水準は低い」、「ベッドタウンとしての要素が強く、新たな産業が生まれにくい」等の課題がある。

○また、「女性や大卒者が活躍できる雇用や、今後最も必要とされる理系人材が活躍できる場がない」、「移り住む子育て世代が増加する中、子育てが要因となり手に職を持たない女性が多いため、潜在的な労働力、スキル等の活用」も課題となっている。

取組概要

○幅広い年代でのICT教育の環境づくりと一体的に産業のICT導入促進を図るため、事業の推進主体である「藤枝ICTコンソーシアム」「島田ICTコンソーシアム」を設立。

○ICT活用に精通した人材養成のため、高校生から社会人をターゲットとした講座等を行う。エキスパート養成を頂点に、各レベルに合わせた教育機会を民間主導で構築し、即戦力となるICT人材としての育成を進める。

○幅広い産業が集積する志太極原圏域をベースに、中核性が高まり拠点機能集積が進む両市に仕事を集めるクラウドソーシング導入に向けた体制構築等を進める。

大学の実施内容

○“情報のビジネスへの活用”を教育の主目的に掲げる静岡産業大学が中心となり、産業界・金融界と共に「地域経済の持続的な成長」「新たな雇用の創出」そして「地元定着に向けた人材育成」を図るべくICTコンソーシアムを設立。会長を学長が務め、同大学の総合研究所が事務局を担う。また、「藤枝・島田ICT推進協議会」の事務局としても活動の充実を進めている。人材育成事業やクラウドソーシング事業等の各事業に大学として参画し、大学における教育充実も狙う。

自立性

○民間企業が主体となり、コンソーシアム会員等の出資により地元企業へのICTの導入支援、クラウドソーシングの普及や仕事のマッチング等を行う法人を設立する等し、自立を図る。

重要業績評価指標(KPI)

○20～30代の転入者数
事業開始前：4,081人 → H32年度：4,701人

○クラウドソーシングによるしごと創出数
事業開始前：0件 → H32年度：1,000件

○地元企業でICTを新たに導入した企業数
事業開始前：0社 → H32年度：96社

参考となるポイント

ICT・IoT等による第4次産業革命に対応し、地元企業の持続的な成長の基礎づくりと起業・創業支援、若い世代が働きたいと思える就業環境づくりを進めたい地方公共団体の取組に情報系の学部を有する静岡産業大学が参画。

<p>地方創生推進交付金 活用事例</p>	<h3>地域を主体とした世界農業遺産 活用戦略推進事業</h3>	<p>実施主体：和歌山県、田辺市、みなべ町 採択金額：11,418千円（H29） 14,259千円（H30） 8,800千円（R1）</p>
<p>事業の背景・課題</p> <p>○みなべ、田辺地域は、国内最大の梅の生産量を誇り、梅干し等の加工業が発展してきた。2012年の梅の生産量は4万4千トン、農業産出額は130億円以上、加工品の製造も含めると約700億円となり、梅の生産農家、梅の加工業など梅関連産業の従事者は全就業人口の約7割を占め、地域の基幹産業となっている。しかし一方で、米食の減少や若者の梅干し離れなどによる梅の消費量の減少、価格の低下により、梅の生産量や加工品の売上額が縮小し、地域の経済、雇用にも影を落とすところ。</p>		
<p>取組概要</p> <p>○元気なまち、元気な若者を育成するため、世界農業遺産の活用保全の中で、住民を主体とした取組を推進、地域の魅力を発信できる人材、地域に残る人材、リーダーとなれる人材を育成する。</p> <p>○世界農業遺産の認知度向上、梅や関連特産品の消費拡大のため、首都圏でのシンポジウムの開催、認定地域間のコラボ商品の開発等に取り組む。</p> <p>○地域（梅システム）の保全のため、官民学（行政、地域、大学、高校）が連携して、ミツバチによる生物多様性評価の分析を行い、今後の地域の梅のブランディング、新たなミツバチ関連の商品開発に繋げる。</p>		
<p>自立性</p> <p>○地方公共団体の自主財源から事業運営の外、いずれはミツバチ調査やマイスター育成は関係大学等移行していき、住民主体の取組支援も基盤ができれば自主的な運営が見込める。</p>		
<p>大学の実施内容</p> <p>○和歌山大学については、世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」を理解し、発信できる人材「梅システムマイスター」を育成する年間4回（4日）の講座及び現地研修を開催。 ※和歌山大学に対して梅システムマイスター育成講座開催として、1,000千円を支援。</p> <p>○京都産業大学については、本地域に生息するミツバチと梅システムを中心とした送粉共生を調査し、生物多様性・農業への貢献度の推定、ハチミツの品質・安全性の評価と梅とハチミツによる6次産業化の支援。 ※京都産業大学に対してミツバチ調査費用として、3,000千円を支援。</p> <p>○その他、海外から視察等の受入を和歌山大学が支援。</p>		
<p>重要業績評価指標（KPI）</p> <p>○海外からの人の流れ（訪日外国人宿泊客数） 事業開始前：81,809人 → H33年度：131,809人</p> <p>○年間の新規就農者の増加 事業開始前：11人 → H33年度：30人</p> <p>○ニホンミツバチの飼養数の増加 事業開始前：486群 → H33年度：686群</p>		
<p>参考となるポイント</p> <p>世界農業遺産の認定を契機として、梅産業はもちろん地域の魅力・価値を再発見、再構築して、その魅力・価値を十分に理解して発信できる人材を育成していくことなどを通じて、梅（UME）産業のイノベーションを実現を目指す地方公共団体の取組に和歌山大学や京都産業大学が協力。</p>		

これがハード整備のための地方創生拠点整備交付金です。補助率1/2で、都道府県、中核中核都市、市町村によって一団体の目安額も定められています。ハードの持ち主は公共団体、公共団体で整備したものを活用するのが申請しやすいと思います。

タイプ別でみると、当初予算分は①自立性、②官民協働、③地域間、④政策間連携の、4つの要素が全て含まれている必要があり、事業期間も長くなっています。もう一つは補正予算分で、①自立性に加えて②官民協働、③地域間、④政策間連携の3つの連携要素のうち少なくとも1つの要素が含まれることが要件です。つまり1つの要素が含まれば良いという形です。

例として、サテライトオフィスの整備や廃校を活用した産業拠点の整備事業が行われています。

地方創生拠点整備交付金									
<p>地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局） 令和3年度予算額 50億円（地方創生推進交付金1,000億円の内訳） （令和2年度当初予算額 30億円）</p>									
<p>事業概要・目的</p> <p>○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。</p> <p>①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で特に先導的な事業に必要な施設整備等であって、複数年度に渡るものを支援</p> <p>②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援</p> <p>③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保</p> <p>→地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。</p>	<p>認定要件等</p> <p>〔対象事業〕 ○事業ごとに具体的な重要業績評価指標（KPI）の設定及びPDCAサイクルを確立されていることを前提として、①「地方版総合戦略」において、施設等の整備や活用の方針が明確に位置づけられており、②「公共施設等総合管理計画」において、維持・管理・更新等に係る事項が位置づけられるものであって、③十分な地方創生への波及効果の発現を期待できるものを対象。条件有関係等審査を高度（総務省課等含む）。</p> <p>〔交付上関連の目安（交付期間条件）〕（1事業当たり）</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>中核中核都市</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>交付上関連の目安（回費）</td> <td>1億円程度</td> <td>10億円程度</td> <td>5億円程度</td> </tr> </table> <p>〔交付期間〕 ○原則として3年間（最長5年間）</p> <p>〔主な対象施設の種類〕 ○地域振興を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の発展的な発展に資する施設 ○地方への人の流れを飛躍的に加速し、地方への移住や起業等に確実につながる施設 ○地域における多様な働き方を多角的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設 ○地域での魅力的なまちづくりを実現し、深沃人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設</p>		都道府県	中核中核都市	市町村	交付上関連の目安（回費）	1億円程度	10億円程度	5億円程度
	都道府県	中核中核都市	市町村						
交付上関連の目安（回費）	1億円程度	10億円程度	5億円程度						
<p>資金の流れ</p> <p>国 → 交付金（1/2） → 都道府県 市町村</p>	<p>期待される効果</p> <p>○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげます。</p>								

7. 最後に、企業版ふるさと納税

最後に、企業版ふるさと納税について簡単に説明したいと思います。

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄付について法人関係税を税額控除するという仕組みが企業版ふるさと納税です。企業の本社がその自治体でないことが条件です。例えば企業が自治体に1,000万円寄付した場合、900万円の法人関係税が軽減される構造で、企業は1,000万円寄付しても実際は100万円寄付したのと同様になるよう法人税が軽減されます。企業は寄附しやすい仕組みになっているので、地方自治体も積極的に活用して頂きたいと思います。

例えば、国際感覚を磨くための国際交流事業に賛同した企業による北海道東川町への寄附を基に、子供たちの自立した人材育成を図るための環境整備、国際感覚を磨く相互交流、地域外から町へ進学する学生に奨学女性等を実施している北海道の事例があります。

制約がないため、人材育成で奨学金を設けるような様々な取組ができ、使い勝手が良いので確認して頂ければと思います。

私からの説明は以上になります。長時間のご視聴ありがとうございました。

専門学校をとりまく法律の改正と展望

新樹法律事務所 弁護士 丸山 隆



1. はじめに

本日は「専門学校をとりまく法律の改正と展望」というテーマでお話をさせていただきます。

10年程前からコンプライアンス、法令順守が日本でも重要視されるようになりました。平成15年頃までの日本は国民性を表すような村社会、談合社会で、争いを好まず話し合いで解決しようとする傾向の社会でした。しかし国際化が進む中、日本のスタイルだけを継続するのは難しく、世界標準に合わせ法律に従い、問題が起きた時は裁判や法令を遵守した形で解決しないと世界との付き合いができない社会になりました。

そこで平成15年頃から法務省を中心に、国が法科社会に向けた整備を開始し、弁護士の増員、大幅な会社法の改正、個人情報の保護に関する法律でプライバシーを守る等の整備が行われました。パワーハラスメントやセクシャルハラスメント問題等も話し合いではなく法律に従って解決するという社会志向に変わり、その傾向はますます強くなっていると感じます。

さらにコロナウイルス感染症が今、世界を覆っていて、社会や国民の考え方は大きく変わったように思います。顔を突き合わせて積極的にコミュニケーションを取るのが日本独自のライフスタイル、生活スタイルでしたが、人と会う機会が減り入社しなくても仕事ができる就労環境もできました。これらにより新しいスタイルの生き方や就労環境や働き方が生まれ、国民社会の意識が変わってきたことから、今後は新しい生活に合った法律の改正も必要となるのではないかと感じています。

このような背景もあり、令和の時代になって様々な法律が改正・施行が行われています。令和3年度の改正・施行では、障害者差別解消法（改正）、新型インフルエンザ等対策特別措置法、著作権法

(改正)、私立学校法等(施行)が、令和2年においては民法(施行、債権法・相続法、特別養子縁組関連)、令和元年には働き方改革関連法等が施行されました。

専門学校学生関係では、障害者差別解消法、著作権法。教職員関係では私立学校法の改正、働き方改革関連法の改正、入管法の改正等が専門学校に直接関連があります。

本日は学生に関連のある法律を中心に説明をさせていただきます。

2. 障害者差別解消法の改正

最初に障害者差別解消法の改正についてです。この法律は令和3年5月に改正、3年以内の施行ということから、近々に施行される可能性がある重要な改正と思います。

従来からも障害者を差別すること自体、一般・事業者を含め全て禁止というのは法的義務でした。例えば入学試験で障害のある方を入学試験から排除することは元々禁止です。障害のある方から一定の配慮を求められたときは対応し、特に国や地方公共団体の場合は、できるだけ応えなければいけないというのが法的義務でした。一方、事業者の場合は、なるべく合理的配慮をして下さいという努力義務でしたが、この改正によって国や地方公共団体と同様に、合理的配慮の不提供の禁止が法的義務になったのが大きなポイントです。

障害者差別解消法の改正

3. 事業者の過重な負担がない範囲

事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

- 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財務状況

障害者から求められた場合の合理的な配慮の提供というのはどういうものかという、配慮が事業者・学校側にとって過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くための配慮を行わなければいけないということです。事業者には過重な負担がない範囲は線引きが難しく、各学校・事業者において、学校において個別の事案ごとに下表に書かれている要素を考慮した上で、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

具体的には、学校の事業規模とか予算、必要な費用とか財務状況からの判断になります。その求められた配慮が過重かどうか個別具体的に判断していくしかないと思います。

以下が、内閣府があげた教育現場における合理的配慮の具体例です。

- ・聴覚過敏の児童生徒のために机やいすの足に緩衝材をつけて雑音を軽減する
- ・視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らす
- ・支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。
- ・意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末）等を活用する
- ・入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する

これら具体例は、あまり費用もかからずある程度対応しやすいものが書かれていますので、実際に障害者から配慮を求められたときには、学校のマンパワーや予算、設備の環境を含めて対応できるかを考えなければなりません。

合理的配慮義務に違反した場合の罰則は法律には定められていませんが、学校が合理的配慮をしてくれないという苦情の申し立てを学生が役所に対して行い、繰り返されるような場合は監督指導官庁から報告を求められるケースが出てくると思います。報告の要請に対して虚偽の虚偽を行った場合は20万円以下の過料を課される可能性があるかと規定されています。過料よりもむしろ、合理的配慮を欠いていると社会的に公表されることの方がリスク、ダメージとしては大きいかもしれません。

この法律で求められるのは、あくまでも「過重な負担が無い範囲の配慮」に限定されているので、可能な限り対応の努力をする必要があると思います。

3. 著作権法の改正

次に著作権法の改正についてご説明します。今年の6月に改正されましたが、専門学校にとって重要なのは、平成30年に改正され令和2年4月に施行された35条の改正だと思います。改正時にはコロナの問題は発生していませんでしたが、結果的に時宜にかなった改正となりました。

学校では現在、インターネットを使用する授業も多く多くの学校で取り入れておられると思います。これまでの法律では、インターネット配信による授業時に複製した著作物を使用する際は権利除外規定に入らないため、その都度、著作権者の許諾を得る必要がありました。しかし実態は実施されておらず、多くが著作権法違反になっている状態でした。

著作権者の利益を守るため、まとめて補償金を支払うことによって著作者の許諾を毎回得ることなく使用できるようにしたのが改正のポイントです。

改正著作権法35条の第1項には、学校その他の教育機関では教育のために公衆送信を行うことが規定されており、第2項には前項の規定において公衆送信する場合には保証金を払う必要があること、

第3項で公衆送信する場合でも、リアルタイムで遠隔合同授業つまり対面授業で使用了資料や講義映像を遠隔合同授業等（同時中継）で他の会場に送信するなど、一定の場合には補償金支払をしなくても良いケースがあると書かれています。

許諾が必要で補償金が必要な場合と許諾不要の場合が複雑で分かりにくい構造になっています。

まず許諾不要で無償で著作物を利用できると考えられる例です。

・リアルタイム遠隔合同授業

- ① 板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った2校の遠隔授業で同時中継（送信）し、大型画面に表示する
- ② ①において配布する資料を授業中に送信する
- ③ 対面授業の様子を、インターネットを使って、生徒の自宅に同時送信する
- ④ 修学旅行の事前学習として、修学旅行先の現地の学校と、新聞記事や写真、テレビ番組の映像等を用いながらネットミーティングシステムでリアルタイムの遠隔交流授業を行う

次に、許諾不要で利用できるが補償金の支払いが必要だと考えられる例を挙げます。

・公衆送信（教室内学習）

- ① 教科書に掲載されているスキット（寸劇）を、教師が肉声で録音し、児童・生徒のみがアクセス可能なクラウド・サーバ（以下同じ）にアップロードする
- ② 教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面の授業中にクラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信する
- ③ 全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめてクラウド・サーバにアップロードする
- ④ 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロードする

・オンデマンド型公衆送信（教室外学習）

- ① 反転授業のための予習（事前学習）の資料として、教科書の著作物や絵画、写真などをクラウド・サーバにアップロードする
- ② 修学旅行で訪ねる文化施設についての説明の必要な部分をタブレットPCから参照できるようにするため、クラウド・サーバにアップロードする
- ③ 教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるような形式で配信する

・リアルタイム・スタジオ型公衆送信（教室外学習）

- ① 生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒とネットミーティングシステムを使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使ったオンライン授業を行う
- ② DVDに録画したテレビ番組を授業に必要な範囲で、教員のパソコンで再生し、生徒のタブレット端末へストリーミング配信する

- ③ 在宅の生徒に音楽に合わせて踊る踊りを教えるためにインターネットを用いて楽曲の全部をストリーミング配信する

著作権者の許諾が必要だと考えられる例には以下のようなものがあります。

- ① 教員が同一の画集の中から多くの作品を選んでスキャンして電子ファイルにしてクラウド・サーバにアップロードし、美術の授業で生徒が個々に配備されたタブレットでダウンロードする
- ② 教員が漢字ドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている漢字ドリルをスキャンして、児童に宿題としてメールで送信する
- ③ 教員が授業と直接関係ないものも含めて多数の小説をアップロードする
- ④ 教員が出版物の一部を、授業の都度、スキャンして生徒に予習の教材として複数回、電子ファイルでメール送信し、その結果、その出版物の多くの部分を送信する
- ⑤ 様々な分野に関するTV番組を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録画し、クラウド・サーバにアップロードして蓄積し、ライブラリ化しておく
- ⑥ 授業に必要な範囲を超えて、映像や音楽の全編を学校の教員や児童生徒がいつでもダウンロード視聴できるようにしておく
- ⑦ 教師が、紙の教科書の全ページ又は大部分をスキャンし、PDF版デジタル教科書を作成して児童生徒に配信する
- ⑧ 学校のホームページ等に、パスワードをかけずに、教科書等を解説する授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、SARTRAS（サートラス））は、補償金の指定管理団体です。SARTRASが改正法35条のガイドラインについて分かりやすい表を作成していますので、ホームページをご参照下さい。許諾の必要や有償無償が非常に複雑であることを考えると、SARTRASを通じて生徒一人当たり年間数百円支払えば何度でも使用可能になります。金額は生徒一人当たり60円から720円ですので、通常から配信して著作物を利用するというケースでは、まとめて補償金の支払いをしておいた方が安全かと思います。

4. 民法の改正

続きまして、民法の改正です。平成29年の改正法（令和2年4月1日施行）、一般の市民社会に非常に大きな影響のある改正です。その中では専門学校に係る「誓約書における責任極度額の設定が必要」という改正のポイントがあります。

これまで保証人については、主に金融機関では「根保証」として極度額を設定することで、例えば限度額を1,000万円と、定めるとその範囲内での貸し借りは有効としています。一方、これまでは一般の保証については限度額を定めない契約も保証契約として有効とされていました。皆さんもご承知のように保証額が過大になる可能性もあるため、昔から安易に保証人になってはいけないと言われてきました。限度額のない保証契約により保証人の生活が破綻してしまうというケースが多々あったためです。

今後は個人の保証人のリスクを軽減するため、個人が保証人になる場合にも責任極度額を定める必要があります。

専門学校に関しても、入学の際に提出を求める学生の保証人による誓約書等は、個人根保証契約に該当するため「極度額」の設定が必要です。在学中に学生が行ったことに関する一切の責任を負うといった包括的な記載は無効です。ご両親と責任極度額を定めないで誓約をしてしまうと契約自体が無効になりますので、必ず限度額を定める必要があります。

では極度額はいくらに設定すればよいのでしょうか。私もいくつかの学校にお聞きしましたが、2年課程であれば一年間の授業料が約80万円の場合、2年分の160万円に設定しているケースや、学費の未納や事故発生時の金額を想定し、300万円とか400万円という金額で設定している学校もありました。これまでは両親は子供のためだからと深く考えずにサインしていたと思うのです。しかしもし極度額が1,000万円とか、あまりに高額であれば躊躇するでしょうし、両親以外の他人がサインするのはもっと難しいかもしれませんので、ここは納得して頂けるような金額を設定せざるを得ないかもしれません。

学校では既に改正に対応された誓約書を作られていると思いますが、さらにリスクを避けるためには、ただの保証人ではなく「連帯保証人」としてサインして頂いた方が良いと思います。

ただの保証人の場合、例えば、ある学生が他の学生と喧嘩して怪我をさせてしまい、学校が管理責任を問われ、その治療費等を支払ったとします。学校は求償し怪我させた学生に対して、その分を払って下さいと言ったところ、学生が払わないので保証人に請求しました。その保証人は「本人が本当に払わないという意思を明確にしたなら私の方から支払います」という抗弁をするリスクがあります。本当に学生が払えないことを立証してからでないと保証人に請求ができないのです。もしこれが連帯保証人であれば学生本人に請求することなく、まず、お金のある保証人に請求することが可能になるので大きな違いです。

また保証人を2人がいた場合、もしたただの保証人だったとすれば、1000万円請求する場合は、それぞれ500万円ずつを限度とする請求しかできません。もし保証人の片方に全く支払能力が無かったら、最終的に500万円の回収しかできないということになりかねないのです。これが連帯保証であれば、お金のある連帯保証人だけに1,000万円を払って下さいという請求ができます。

もしまだ保証人として誓約書にサインを頂いている学校があれば、連帯保証人に切り替える必要があると思います。

5. 私立学校法の改正

さらに皆様に関連のある私学法改正に少し触れたいと思います。

ガバナンスとは会社がグローバルスタンダードに従う形で企業統治を行うために、取締役会、監査役会等がきちんと機能し企業自身で管理監督するシステムです。より健全な企業経営のための会社法が次々と改正されています。

学校は営利を目的とする会社とは違いますが、公正な学校運営が必要であることから私学法が改正されています。理事の責任の明確化、監事の役割強化、利害関係取引における理事会での承認、利害関係のある議決に理事は参加できない等、ガバナンスの強化に関する改正です。例えば、ある理事長の公私混同を知りつつ他の理事が問題化せず学校に損害が発生した場合は、知っていて正さなかった他の理事にも損害賠償責任が発生します。

今後は定款や学校法人の社会的役割を認識した上で、学生や学校にとって何が一番の利益になるかを考え学校運営を行う必要があると考えます。

6. 総括

最後に総括ですが、今後はますます法令順守が叫ばれ、社会、会社、学校を公正に運営するため、あるいは弱者や個人を守るための法律が強化されていく方向性にあります。それに従い学校運営上のリスクや法律違反もしくは法的義務違反に関するリスクも増大していくでしょう。事故が無いように運営するのはもちろんですが、避けられない事故もあると思われしますので、各種保険制度を利用してリスクに備えるのも一つの方法だと思います。

本日の内容に関連する法律については、文部科学省等のホームページ等をご参照下さい。

本日は長時間ご受講頂き、誠にありがとうございました。

専修学校制度の成り立ちと変遷

専門学校に求められる公共性の視点を踏まえて

全国専修学校各種学校総連合会 参与 菊田 薫

学校教育法第124条に規定される専門学校(専修学校専門課程)は、同法第1条に規定されるいわゆる一条校との対比で、「公共性」からはもっとも縁遠い存在と言えるかもしれない。一方で、昭和50年に制度化された後発の教育機関として、一条校との格差是正、社会的認知度の向上を進めてきたことが、まさに専門学校の公共性の獲得と言い換えることができるのではないだろうか。

専修学校の制度の変遷をたどりつつ、今後の専門学校における公共性に関する課題についても考えてみたい。

◆ 専修学校制度の変遷

1. 専修学校の前史

戦後、教育基本法(昭和22年、平成18年全部改正)、学校教育法(昭和22年)、私立学校法(昭和24年)などの法律が成立し、学校制度が整備されるにともない、各種学校から大学、短大、高校へ移行する学校も数多くあった。たとえば和洋裁の学校が短大や高校へ多くの学校が転換するなか、各種学校のまま教育を続けることを選択した学校もあった。設置基準を満たすことが困難な場合も多くあった一方で、要件を満たすことが十分に可能であったにもかかわらず一条校に移行せずに、より自由な環境の中で各種学校としての教育を選択する学校も少なからずあった。

当時の各種学校制度は、わが国の教育体系に必要なものとして制度化されたものではなく、一定規模の市井の教育機関を行政が管理するためのものであり、したがって、学校に対しても学生生徒に対しても、公的支援策はまったくなかった。

昭和40年代、各種学校の社会的地位向上と国による振興策獲得を目的に、各種学校の発展形として新たな学校制度の創設運動が展開されたものの法律の成立には至らなかった。昭和50年に学校教育法の一部を改正する法律が成立したことにより「専修学校制度」が創設され、翌51年から専修学校の歴史が始まった。専修学校制度創設の目的は、専修学校に対する国の関与、つまり国による「振興」であった。

当初は、すべての各種学校が専修学校制度へ移行することが想定されていた。しかしながら、専修学校設置基準は各種学校規程よりもハードルが高く、結果的に、専修学校に移行

できない各種学校も多数あった。

2. 学生・生徒に関する一条校との格差是正

制度創設当初、直接的な予算措置の必要性のない振興策としてすぐさま以下の2つの施策が行われた。1つ目は、国家公務員の初任給である。人事院規則の改正により、専門課程および高等課程の卒業者に対する国家公務員の初任給等に関する基準については、その修業期間を学歴として算定し、短大や高校と同等の取扱いとなった。その後、地方公共団体、民間企業へも浸透することとなった。2つ目は国鉄の学割で、制度発足後に大学生と同等の割引率となった。ただし、高等専修学校については、3年制の大学入学資格付与指定校が高校と同等となったのは平成6年。

昭和55年からは、日本育英会の奨学金貸与事業の対象となり、昭和56年には学生生徒災害傷害保険が開始され、学生教育研究災害傷害保険による大学生等と同等の補償が受けられるようになった。

3. 学校運営の適正化に向けた取組

昭和62年、総務庁行政監察局からの学生生徒の募集に関する不適正な表示や不適切な学校運営についての指摘を受け、全専各連が呼び掛けて全国9つのブロックごとに広告倫理の自主規約を制定。

また、留学生の受入れに関して、専門学校が不法滞在、不法就労の温床になっているとの指摘を受け、平成5年に留学生受入れに関する自主規約を制定して学校運営の適正化を図った。

4. 国による専修学校への支援策(予算措置)

制度創設にともない、昭和53年に初めての国庫補助金として「専修学校教員研修事業費補助」が予算化された。専修学校制度と同時に成立した私学振興助成法は、57年に改正され、専修学校を設置する学校法人について「第10条その他の助成」の条項の準用規定が整備、翌年から大型教育装置整備費補助が予算化された。

その後、専修学校関係予算は、その時々々の国の政策に沿いながら継続され、現在では委託事業がその大半を占め、およそ30億円程度である。国立大学が1兆円、私立大学が3000億円規模であることと比較すると、あまりにわずかと言わざ

るを得ない。

5. 都道府県による振興策

地方交付税については、昭和 60 年から専修学校分が積算基礎額に算入され、とくに高等専修学校の運営費補助に大きく寄与した。

教員研修事業への補助、私学共済掛金補助、中小型教育装置整備費補助、専修学校団体補助など、都道府県により個別の予算措置が実施されている。例えば東京都では、第三者評価を受審する際の補助も予算化されている。

今後、職業実践専門課程への運営費補助の創設・充実のために、地方交付税のうち特別交付税を措置するよう国に求め、都道府県での振興を推進することが重要と考える。

6. 税制上の優遇策

授業料等に係る消費税については、導入当初から他の教育機関と同様に非課税とされたほか、平成 5 年には準学校法人も特定公益増進法人に追加指定され、寄付税制等においても他の学校法人と同様の優遇策を受けることができる。

7. 他の学校種との接続

昭和 61 年の臨時教育審議会の提言を受けて、3 年制高等専修学校卒業生に大学入学資格が付与されたことを皮切りに、専修学校と他の学校種との接続が可能となる制度改革が行われた。平成 3 年の大学設置基準の大綱化により、大学の単位に他の学校種の学修成果が認定可能となり、同様に、学校教育法施行規則の改正により高等学校（平成 5 年）、専修学校設置基準の改正により専門学校（平成 6 年）において、他の学校種の学修成果の認定が可能となった。

また専門士の称号により、平成 9 年に 2 年制以上の専門学校卒業生に対して大学への編入学が認められるようになり、平成 17 年から高度専門士制度により 4 年生専門学校卒業生の大学院入学資格が付与されるようになった。

外国人留学生の本邦での就職についても、平成 6 年から専門士の称号の取得を条件に可能となっている。

8. 災害支援

阪神淡路大震災、東日本大震災ほか未曾有の災害が頻発する中、大規模災害時における専修学校への支援については、現状では「激甚法」の対象とはなっていないが、予算措置として実質的に他の私立学校と同様の支援策がとられている。

9. 厚労省の雇用対策等への対応

昭和 61 年、職業安定法の改正によりそれまで許可制だった専修学校の無料職業紹介事業が届け出制になり、一条校との格差がなくなった。職業教育機関としての機能強化といえる。

平成 10 年、バブル崩壊後のアジア通貨危機や不良債権問題を背景とした就職氷河期に、厚労省は雇用対策として「委託訓練」を大幅拡充し、それまではほとんど委託先とされてこなかった専門学校にも教育訓練を委託することとした。その後厚労省は、雇用対策、能力開発施策の推進にあたって専門学校を活用。求められる能力の高度化、それによる訓練期間の長期化にも対応。さらに、雇用保険の被保険者以外の人を対象とした求職者支援訓練なども受託するようになる。

10. 専門学校の質保証システム

専門学校の質を保証する仕組みとして、以下の 3 点につい

て整理したい。

1 点目は、学校評価の義務化。平成 14 年の努力義務化を経て、19 年に学校教育法の改正により学校評価が義務化された。今後の課題として第三者評価の取組が指摘されている。

2 点目は、職業実践専門課程の制度化。この制度は、高等教育における職業教育の在り方について規定した初めての枠組みである。現状では専門学校の 4 割弱の認定にとどまっており、その充実が課題となっている。一方で国による地方財政措置を推進することで、職業実践専門課程への都道府県による経常費助成の充実を図り、制度の普及を進めることが重要である。

3 点目は、高等教育の修学支援新制度。現状では専門学校の 7 割強が確認校となっている。職業実践専門課程の認定要件と重複する要件はあるものの、法人の財務状況等のより厳格な確認要件が課されている。

◆ 専門学校の公共性に係る課題

国は政策を推進する上で専門学校をどのように活用しようとしているのか。国の政策方針や提言に、「専門学校」もしくは「専修学校」の文言が頻繁にみられるようになっていることは、およそ 15 年前には考えられなかった。同時に文科省の答申や報告書、教育改革関連の計画にも、これまで以上に専門学校に関する記述が多くなっている。

期待される役割として具体的には、高卒者の受け皿、社会人のキャリアアップとキャリアチェンジ支援（リカレント教育、社会人の学び直し）、留学生受入れなどが指摘され、さらにそれらを基盤とした人材育成を通じた地域の活性化（地方創生）への期待感もあると思われる。

社会的な期待が増す中で、地方自治体、教育委員会や高等学校教員の専門学校に対する理解の低さ、国や都道府県からの財政支援の少なさが課題として挙げられる。

また専門学校側の課題としては、教育の質をいかに確保するか、質保証の仕組みの社会的認知度をいかに高めるかなど、専門学校が提供する教育に対する信頼性の強化が挙げられる。

たとえば、職業教育の質の担保を図ることを目的に制度化された職業実践専門課程が、認定校が 4 割弱であること、社会的に制度の認知度が低いことが課題として挙げられる一方で、さまざまな調査を通して、この制度の本質である職業実践的な教育がしっかりと行われているかどうかに対して、疑問が呈されていることが大きな問題である。制度の信頼性を高めるために、各専門学校が制度本来の趣旨を理解し、運用していくことが重要である。

修学支援新制度については、職業実践専門課程よりも制度的普及が進んでいる。制度の普及に大きな差があるその最大の理由は、財政的な支援の有無であろう。

専門学校としては、自己点検・評価と結果の公表が義務化されているが、職業実践専門課程では学校関係者評価も義務化されている。今後の職業実践専門課程の充実に向けては、第三者評価（分野別評価）の導入を進めていくことが重要ではないか。

◆ 最後に

教育機関が公共性をもって教育活動にあたっているとすれば、寄って立つ制度の信頼性ととも、そこに講じられる公的財政支援があって初めて安定的に人材育成ができるのではなかろうか。

これまで専門学校は、国や地方自治体の関与をあまり受けることなく、学生がより多く集まることを第一とした自由な教育を提供してきたといわれている。産業界が求める人材をいかに輩出するか、そのことが専門学校における学修成果ともいわれる。国や地方自治体の政策の担い手として、専門学校に期待が寄せられるならば、そしてそれが専門学校に求められる公共性であるならば、制度の改革による個々の専門学校の峻別の先には、公的財政支援がともなうことを願いたい。

文部科学省 令和3年度「職業実践専門課程」認定

「職業実践専門課程」とは、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が認定するものであり、平成26年4月から開始しました。

「職業実践専門課程」は、各学校の申請・都道府県知事等の推薦に基づき、文部科学省において審査した上で、文部科学大臣による認定を行うものです。

「職業実践専門課程」の認定状況 (令和4年3月25日現在)

【学校数及び学科数】

	学校数	学科数
H25年度	472	1,373
H26年度	295	677
H27年度	272	501
H28年度	150	240
H29年度	94	152
H30年度	98	139
R1年度	104	154
R2年度	86	131
R3年度	62	88
合計	1,083(39.3%)	3,154(44.2%)

※ 合計欄の（ ）内の数字は全専門学校数（2,754校）、専門学校のうち修業年限2年以上の学科数（7,133学科）に占める割合（修業年限2年未満の学科のみを設置している専門学校数は不明のため全専門学校数に占める認定学科を有する学校数の割合を記載）。また、全学科数（8,443学科）に占める認定学科の割合は37.4%である。（専門学校数、学科数は令和3年度学校基本統計による）

※ 合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育 社会福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	計
合計	675 (52.7%)	15 (10.4%)	610 (34.4%)	334 (36.4%)	270 (45.5%)	529 (40.7%)	117 (24.1%)	604 (31.0%)	3,154

※ 各分野の（ ）内の数字は当該分野に属する全学科に占める割合。

職業実践専門課程の都道府県別認定状況について(令和4年3月25日現在)

	位置	令和3年度 認定状況		合計	
		学校数	学科数	学校数	学科数
1	北海道	2	2	73	178
2	青森県	2	4	6	14
3	岩手県	0	0	16	46
4	宮城県	4	6	31	125
5	秋田県	0	0	2	6
6	山形県	0	0	7	15
7	福島県	3	3	10	50
8	茨城県	2	2	17	41
9	栃木県	2	2	15	38
10	群馬県	0	0	30	58
11	埼玉県	0	0	32	60
12	千葉県	2	2	29	59
13	東京都	12	18	155	553
14	神奈川県	2	2	44	101
15	新潟県	2	2	36	158
16	富山県	1	2	5	9
17	石川県	0	0	14	28
18	福井県	0	0	6	19
19	山梨県	0	0	5	8
20	長野県	1	1	24	49
21	岐阜県	0	0	10	17
22	静岡県	0	0	33	89
23	愛知県	3	8	57	198
24	三重県	0	0	6	12
25	滋賀県	0	0	0	0
26	京都府	2	4	23	65
27	大阪府	2	2	105	344
28	兵庫県	4	7	28	75
29	奈良県	0	0	4	10
30	和歌山県	0	0	4	10
31	鳥取県	0	0	2	6
32	島根県	1	1	8	20
33	岡山県	2	3	15	59
34	広島県	1	1	20	54
35	山口県	1	1	12	29
36	徳島県	0	0	7	22
37	香川県	1	1	11	35
38	愛媛県	2	2	14	45
39	高知県	0	0	8	27
40	福岡県	2	2	70	200
41	佐賀県	1	4	3	7
42	長崎県	0	0	10	22
43	熊本県	1	1	17	49
44	大分県	1	1	17	25
45	宮崎県	0	0	11	26
46	鹿児島県	1	1	6	22
47	沖縄県	2	3	25	71
	合計	62	88	1,083(39.3%)	3,154 (44.2%)

※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,754校)、修業年限2年以上の全学科数(7,133学科)に占める割合。なお、全学科数(8,443学科)に占める認定学科の割合は37.4%である。(専門学校数、学科数は令和3年度学校基本統計による。)

※合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

専修学校1年間の歩み(令和3年4月～令和4年3月)

令和3年(2021年)				
月	日	内容	場所	解説
4月	16日	令和3年度事務担当者会議	オンライン	都道府県協会等事務局に対して1年の事業計画等について説明するとともに、意見交換を行う会
6月	9日	TCE財団第139回理事会	書面開催	令和2年度事業報告、決算報告・監査報告、令和3年度第1次補正予算、評議員会の招集について審議、承認
	16日	全専各連第70回定例総会	千代田区	令和2年度事業報告、決算報告、令和3年度事業計画案、第1次補正予算案について審議、承認
	29日	TCE財団第93回評議員会	千代田区	令和2年度事業報告、決算報告・監査報告、令和3年度第1次補正予算、理事の選任について審議、承認
7月	9日	専門学校生対象「Spring & Summer 2021 Tシャツデザインコンテスト」	港区	応募総数1170点、優秀賞25点から最優秀作品が決定
	11日	「職業教育の日」		昭和51年の専修学校制度制定を記念
	20日	九州ブロック会議	長崎市 オンライン	九州ブロック(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
8月	4日～5日	第16回若年者ものづくり競技大会	松山市	厚生労働省及び中央職業能力開発協会主催。職業能力開発施設や工業高等学校などで技能を習得中の若年者330名が、全15職種でのものづくり技能を競う
	17日～18日	調理技術教育学会第2回学術大会	オンライン	これからの料理人のあり方をテーマに「日本の食の可能性」、「SDGs」に関連した特別講演、口頭発表が行われた
	21日、29日	JASSO主催日本留学オンラインフェア(英語フェア)	オンライン	フェア特設サイトにおける情報提供、参加機関毎に教育内容や特色等に関するプレゼンテーションを行う(参加団体33校)
	24日	北関東信越ブロック会議	宇都宮市 オンライン	北関東信越ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県)
	25日～26日	第31回全国高等専修学校体育大会	富士吉田市	高等専修学校生の相互の交流、スポーツを通じての健全な精神の涵養、体力の向上などを目的とした体育大会。新型コロナウイルス感染症対策として例年よりも日数・競技規模等を縮小し12校が参加
	20日	四国ブロック会議	高知市 オンライン	四国ブロック(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
	27日	近畿ブロック会議	奈良市 オンライン	近畿ブロック(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
9月	4日	JASSO主催日本留学オンラインフェア(英語フェア)	オンライン	フェア特設サイトにおける情報提供、参加機関毎に教育内容や特色等に関するプレゼンテーションを行う(参加団体34校)
	5日	全国簿記電卓競技大会	オンライン	国内外の47チーム216人が出場
	12日、18日、26日	JASSO主催日本留学オンラインフェア(日本語フェア)	オンライン	フェア特設サイトにおける情報提供、参加機関毎に教育内容や特色等に関するプレゼンテーションを行う(参加団体33校、26日は34校)
10月	19日	TCE財団第140回理事会	オンライン	令和3年度事業中間報告、評議員会の招集について等審議、承認
	13日	北海道ブロック会議	札幌市	北海道ブロック(北海道)
	21日	第25回全国学生技術コンテスト	豊島区 オンライン	全国理容美容学校連盟主催。6部門で理美容の感性と技術を競う(遠方の参加者は学校から参加)
	29日	南関東ブロック会議	横浜市	南関東ブロック(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
	29日	第76回全国私立学校審議会連合会総会	書面開催	新型コロナウイルス感染症対策として総会は書面決議
11月	16日	専門学校留学生担当者研修会	千代田区	出入国在留管理行政の現況と課題、留学生に係る出入国審査・在籍審査業務について等をテーマに実施
	19日	東北ブロック会議	郡山市 オンライン	東北ブロック(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
	22日～27日	2021全国専門学校軟式野球 交流戦	倉敷市	全国から10チームが参加
	23日	第17回全国高校生・高等専修学校生「私のしごと」作文コンクール表彰式	千代田区	1)「私の理想とする職業人」 2)「好きな仕事で、夢をかなえる！」といういつものテーマに、3)「東日本大震災から10年」 4)「ウイズコロナからアフターコロナへ」 5)「テレワーク(働き方改革を視野に)」、応募総数3122編
	26日	都道府県協会等代表者会議	千代田区	文部科学省関連施策等について説明
	27日	第33回全日本高校デザイン・イラスト展	三鷹市	NPO法人全国美術・デザイン教育振興会主催。美術・デザイン分野への進学や就職を志す高校生、高等専修学校生から1419点の応募。
	27日	第18回全国理美容学校「kawaii」選手権大会	オンライン	一般社団法人日本メイクアップ連盟主催。全国の理美容学校から選ばれたファイナリスト47名が「かわいいウエディング」、「かわいい」をテーマに完成と想像力を競う

12月	3日	管理者研修会	オンライン	「専門学校への期待(地方創生の枠組み活用に向けて)」、「専門学校をとりまく法律の改正と展望」
	7日～8日	第38回全国専門学校卓球選手権大会	世田谷区	出場校(者)は8校、36人
	16日	第6回 専門学校・高等専門学校対象セキュリティコンテスト	オンライン	一次審査を通過した10チームが参加
	17日～20日	第59回技能五輪全国大会	江東区他	東京ビッグサイトなど14会場において、全42職種 の競技に1,028人の選手が参加
	23日～26日	全国専門学校バスケットボール交流大会	福岡県	全国から男子12、女子5チームが参加
	25日	文部科学省:令和3年度学校基本調査確定値公表		専門学校学生数は、60万7千人で、前年度より2 千600人増加
令和4年(2022年)				
1月	12日	第1回「学校法人制度改革特別委員会」 の開催	千代田区	学校法人のガバナンスの強化に向けた私立学校 法の改正の方向性について、学校法人の沿革や 多様性にも配慮しつつ、かつ、社会の要請にも 応え得る、実効性ある改革を推進する会議(令 和4年3月22日までに6回開催)、3月29日 には学校法人制度改革特別委員会報告書「 学校法人制度改革の具体的方策について」を 公表
	28日	第39回全国専門学校英語スピーチコン テスト	ビデオ審査	全国語学ビジネス観光教育協会主催。新 型コロナ対応として、参加者10名の英語 スピーチの録画ビデオにて審査
	31日	第18回ビジネスプロデュースコンペ ティション	審査のみ	一般社団法人全国専門学校情報教育協 会主催。専門学校生が職業観を養うことを 目的に、自らのビジネスプランをプレゼン テーションする競技会。応募総数29校、 122プラン
2月	3日～4日	専門学校の教育訓練・運営に係る内部 質保証人材の養成講習	オンライン	専門学校の組織管理・運営、または正 規課程もしくは正規課程以外の教育指導 や課程等の編成で、3年以上の実務を有 し、当該知識をもつ教職員を対象とした 研修会
	4日	第34回全国専門学校日本語学習外国 人留学生日本語弁論大会	オンライン	全国専門学校日本語教育協会主催。専 門学校で学ぶ外国人留学生15人が日 本語の表現能力を競う(YouTubeでの ライブ配信も実施)
	8日	第10回全国専門学校ゲームコンペ ティション(アイデア部門)	オンライン	一般社団法人全国専門学校情報教育協 会主催。専門学校生が学んだ知識・技 術と自らのアイデアをもとに企画した ゲームについてプレゼンを行う、応募 総数21校237作品
	9日	全国服飾学校ファッション画コンク ール	審査のみ	「服の日」記念行事
	22日	第37回調理技術コンクール全国大 会	オンライン	全国調理師養成施設協会主催。42 人が全国大会に出場、動画審査
	24日	全専各連第134回理事会・全専協 理事会合同会議	書面開催	令和4年度事業計画原案、収支予算 原案を審議、承認
	24日	文部科学省・厚生労働省令和4年度 関係予算案及び関連施策に関する説 明会	オンライン	全専各連・全専協会員校の教職員・ 担当者、都道府県協会等、分野別 専門部会の事務局担当者を対象 とした説明会
3月	10日	第10回全国専門学校ゲームコンペ ティション(プレイアブル部門)	審査のみ	一般社団法人全国専門学校情報教育 協会主催。専門学校生が学んだ知識・ 技術と自らのアイデアをもとに作品 の特徴が分かる動画を作成、プレイ 審査・プレゼン審査、応募総数18 校126作品
	16日	TCE財団第141回理事会・第94 回評議員会	書面開催	令和4年度事業計画案、収支予算 案を審議、承認
	23日	第8回全国専門学校CG作品コン テスト	審査のみ	一般社団法人全国専門学校情報教育 協会主催。専門学校生が学んだ知識・ 技術と自らのアイデアをもとに企画 したCG作品(動画・静止画)を評価 、応募総数277作品(動画70作 品、静止画3D66作品)
	25日	職業実践専門課程認定等		1083校、3154学科
	30日	日本学生支援機構:令和3年度外国 人留学生在籍状況調査		令和3年5月現在の留学生は24万 2444人、前年より3万7153人 減少

21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）

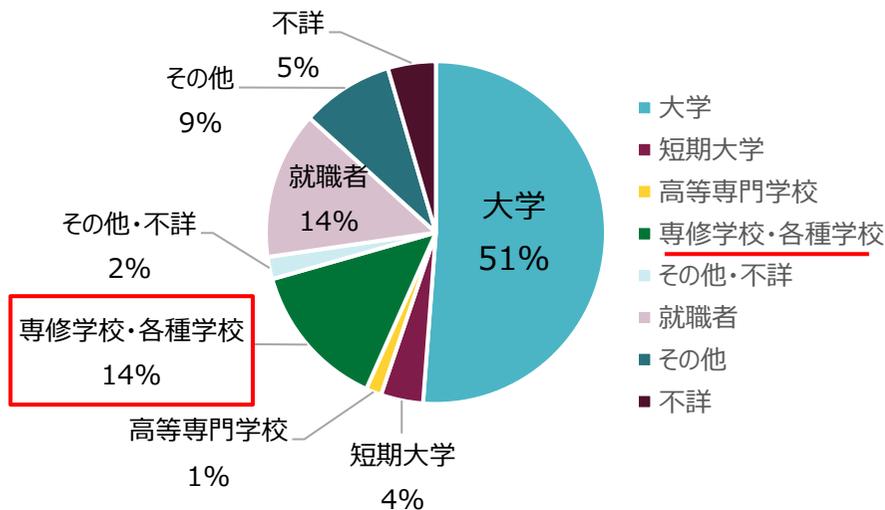
調査概要

目的	2001年（平成13年）出生児の出生時から学校教育、就業に至るまでを継続的に観察し、縦断データを整備することにより、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の平成13年に出生した子供のうち、①1月10日～17日の間に出生した子（1月生）及び②7月10日～17日の間に出生した子（7月生） ・今回は第19回目の調査であり、対象者の年齢は19歳。 ・回答者数は25,504名
時期	令和2年2月28日～4月12日（1月生） 回答者数：12,702名 令和2年7月14日～9月22日（7月生） 回答者数：12,802名
調査項目	現在の状況、家族の状況、将来（進路等）等

調査結果概要

調査対象者の属性

➡ 調査対象者の14%は専修学校・各種学校の生徒である。



対象者数	状況	実数 (単位：人)	割合 (単位：%)
対象者数(総数)		25,504	100
在学者	大学	18,548	72.7
	短期大学	1,025	4.0
	高等専門学校	379	1.5
	専修学校・各種学校	3,546	13.9
	その他・不詳	537	2.1
	就職者		3,553
その他		2,240	8.8
不詳		1,163	4.6

21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）



文部科学省

調査結果概要

前回調査の進学希望先と今回調査の進学実績

➡ 前回（18回）調査で「専修学校・各種学校」が第一志望であった者のうち、93.8%は第一志望と同じ「専修学校・各種学校」に進学しており、他の学校種と比較して最も高い。

進学先（第19回調査） 第一志望（第18回調査）	総数	私立大学	国公立大学	短期大学・高等専門 学校（5年制）	<u>専修学校・各種学校</u>	外国の大学	その他	無回答等
総数	100.0	56.2	17.0	7.2	18.5	0.1	0.9	
私立大学	100.0	93.3	1.5	1.5	3.2	0.0	0.5	1.1
国公立大学	100.0	39.3	54.1	2.7	2.9	0.0	1.0	1.0
短期大学・高等専門学校（5年制）	100.0	1.7	0.0	93.8	3.7	0.0	0.8	0.1
<u>専修学校・各種学校</u>	100.0	1.6	0.2	2.9	93.8	0.0	1.5	0.5
外国の大学	100.0	7.4	7.4	14.8	3.7	48.1	18.5	10.0
まだ考えていない（考えていなかった）	100.0	24.4	0.0	56.4	10.3	0.0	9.0	0.0
その他	100.0	42.7	7.3	31.3	15.6	0.0	3.1	0.0
無回答等	100.0	45.9	10.9	9.5	22.6	0.5	6.1	4.5

※第19回調査において進学実績に係る回答を得た者を対象とし、その対象者について第18回調査の第一志望の進学希望先の回答別に進学実績を関連付けている。

※黄色着色箇所は、第一志望の進学希望先と進学実績が同じであった者の割合。

※第19回調査及び第18回調査の両方の該当の間に回答した者のみを計上しており、一方が未回答であった者は計上していない。

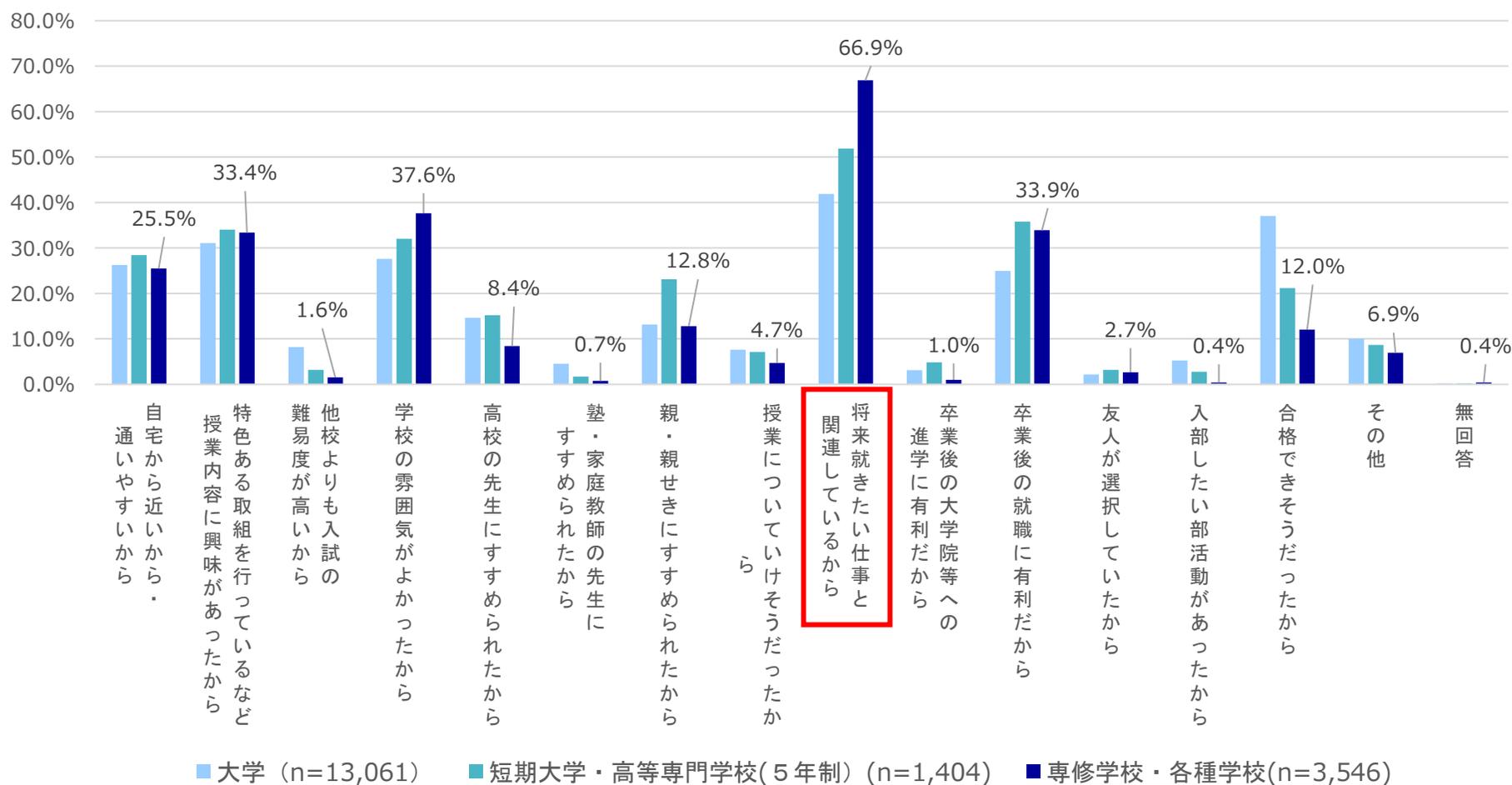
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）



調査結果概要

学校選択の理由

➡ 専修学校・各種学校の在学者は、学校選択の理由が「将来就きたい職業と関連しているから」の割合が最も高く、他の学校種と比較しても最も高い。



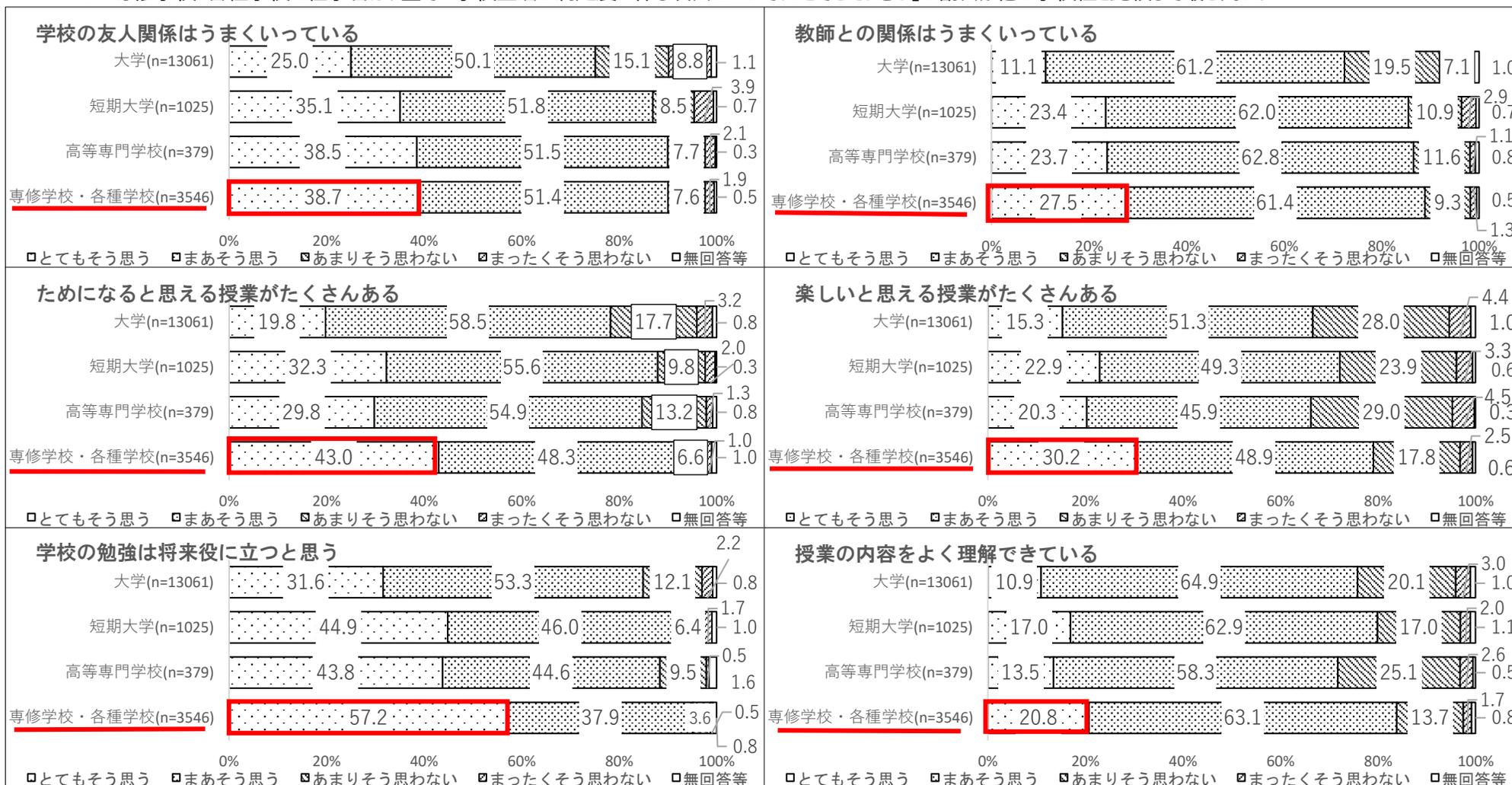
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）



調査結果概要

学校生活の満足度

➡ 専修学校・各種学校の在学者は、全ての学校生活の満足度に係る項目について、「とてもそう思う」の割合が他の学校種と比較して最も高い。



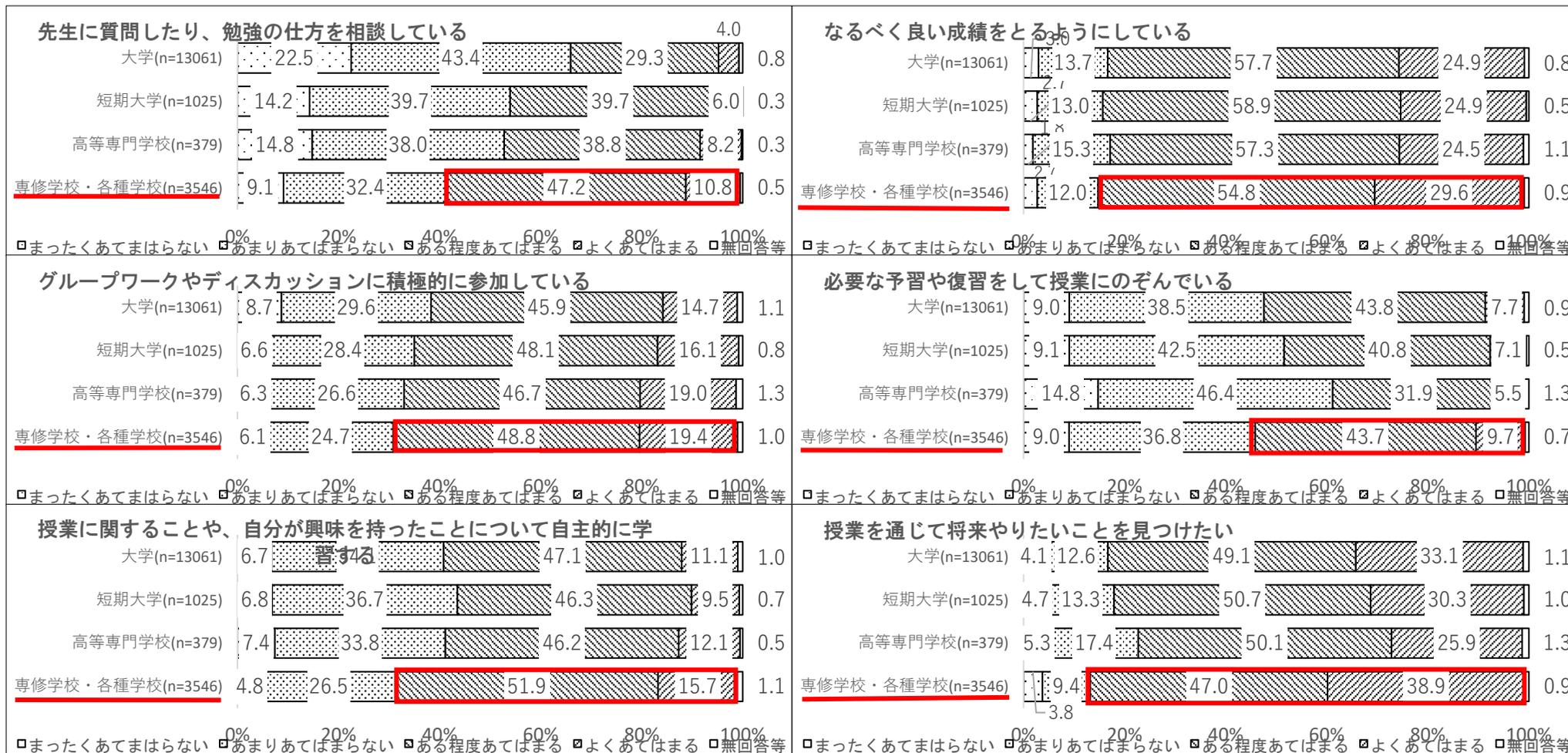
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）結果（第19回・令和3年8月公表）



調査結果概要

授業への取組状況

▶ 授業への取組状況に関するすべての調査項目において、「ある程度あてはまる」「よくあてはまる」と回答した割合の合計については、専修学校・各種学校在学者が最も高くなっている。



専門学校生の修学状況（中退者・休学者）に関する調査【令和3年12月末時点】

- ◆ 調査対象：全国の国公立専門学校（回答率76.1%）
- ◆ 調査時点：令和3年12月末時点
- ◆ 調査趣旨：各専門学校における中退者・休学者の状況について調査

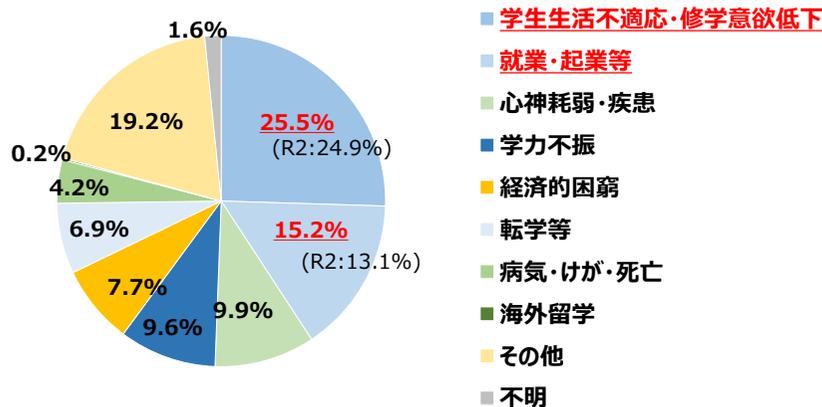
1. 中退者の状況（4～12月の状況）

- **中退者数の割合は、令和3年度は令和2年度に比べて、若干増加しているものの、コロナを理由とした中退者数の割合については若干減少しており、実人数では約0.8倍となっている。**
- 中退の最も中心的な理由は、**学生生活不適応・修学意欲低下（25.5%）、就業起業等（15.2%）**など。

専門学校	R3年度		R2年度		R元年度	
	4～8月	4～12月	4～8月	4～12月	4～8月	4～12月
中退者数	6,354人 (476人)	15,099人 (911人)	5,684人 (728人)	13,864人 (1,208人)	9,373人	17,997人
生徒数に占める中退者数の割合	1.39% (0.10%)	3.11% (0.19%)	1.26% (0.16)	<u>2.82%</u> <u>(0.25%)</u>	1.83%	<u>3.71%</u>

※R3年度(4～8月)、R2年度、R元年度の数値はこれまでの調査結果より引用
 ※表の括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと回答があった者の数/割合

R3中退者数の内訳



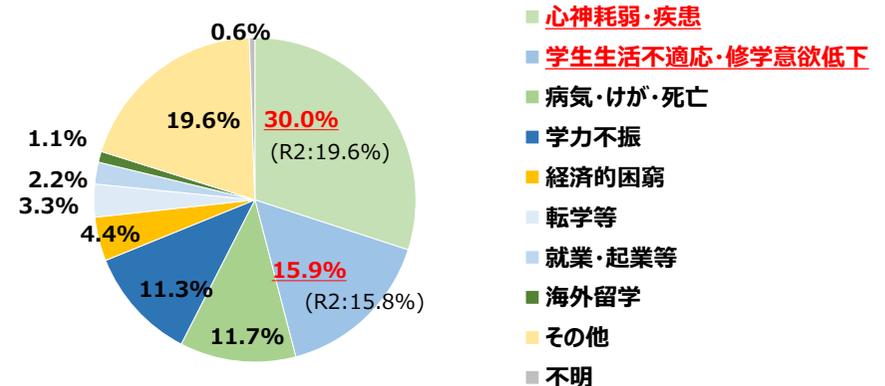
2. 休学者の状況（12月末時点の状況）

- **休学者数の割合は、令和3年度は令和2年度に比べて、大きな変化はないものの、コロナを理由とした休学者数の割合については減少しており、実人数では約0.5倍となっている。**
- 休学の最も中心的な理由は、**心神耗弱・疾患（30.0%）、学生生活不適応・修学意欲低下（15.9%）**など。

専門学校	R3年度		R2年度		R元年度	
	8月末時点	12月末時点	8月末時点	12月末時点	8月末時点	12月末時点
休学者数	3,710人 (392人)	6,260人 (590人)	3,424人 (694人)	6,288人 (1,081人)	-	5,370人
生徒数に占める休学者数の割合	0.81% (0.09%)	1.29% (0.12%)	0.76% (0.15%)	<u>1.28%</u> <u>(0.22%)</u>	-	<u>1.11%</u>

※R3年度(4～8月)、R2年度、R元年度の数値はこれまでの調査結果より引用
 ※表の括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと回答があった者の数/割合

R3休学者数の内訳



新型コロナウイルス感染症の影響による専門学校生の 学生生活に関する調査（結果）

調査概要

趣旨：新型コロナウイルス感染症による学生生活への影響について実態を把握することにより、今後の国及び専門学校における生徒への支援策の検討に役立てる。

対象：無作為に抽出した学生690名⇒有効回答者：540名（回答率：約78.3%）

方法：専門学校の協力を得て、文科省が作成したWEBサイトより、生徒が直接回答。

期間：令和3年3月5日～27日

サンプル特性

○ ①宣言内・外、②公立専門学校・私立専門学校、③生徒規模別（3段階）で層化し、生徒数を比例配分することにより、約69校を一定条件の下で抽出。各学校で、学科や学年が均等になるように、10名程度を抽出し、調査を実施。

○ **概ね、実際の生徒数の比率に応じた割合で抽出。**

（1）2021年1月の緊急事態宣言地域（※）

「内」・「外」

※2021年1月8日付（東京、埼玉、千葉、神奈川）及び1月14日付（栃木・岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡）の11都府県

地域「内」	65.4%
地域「外」	34.6%

（2）国公立大学・高等専門学校の別

公立専門学校	8.9%
私立専門学校	91.1%

※国立専門学校は調査時点で9校であり、うち半数以上は授業料を徴収していないため、当該調査では対象に含んでいない。

（3）学年

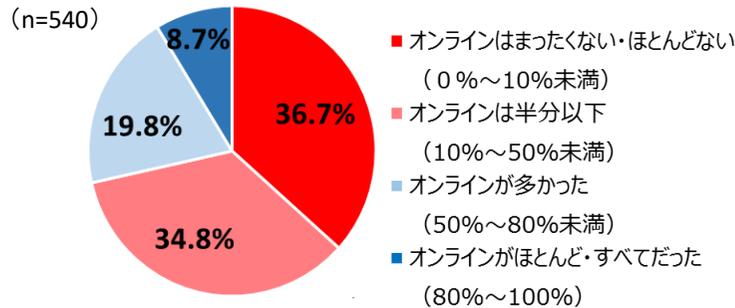
学科1年	63.7%
学科2年	26.7%
学科3年	8.0%
学科4年	1.7%

その他、
・男女比も概ね均等（男性43.5%、女性51.5%）。

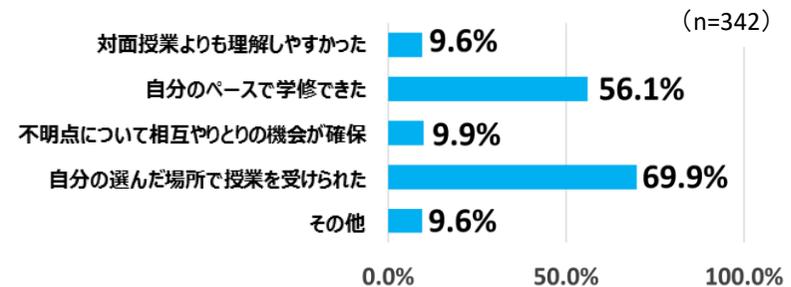
1. オンライン授業について

- 令和2年度後期に履修した授業のうち、**オンライン授業がほとんど又はすべてだったと回答した生徒は、全体の1割未満で、多くの専門学校では対面授業が実施されていた。**
- **全体的な満足度としては、不満を感じる割合より満足を感じる割合の方が多い。**
- オンライン授業について、良かった点として、**自分の選んだ場所で授業を受けられたり、自分のペースで学修できる**が多く回答された一方で、悪かった点として、**授業内容について対面授業より理解がしにくい、相互のやり取りがしにくい、友人と受けられない**などが多く回答された。

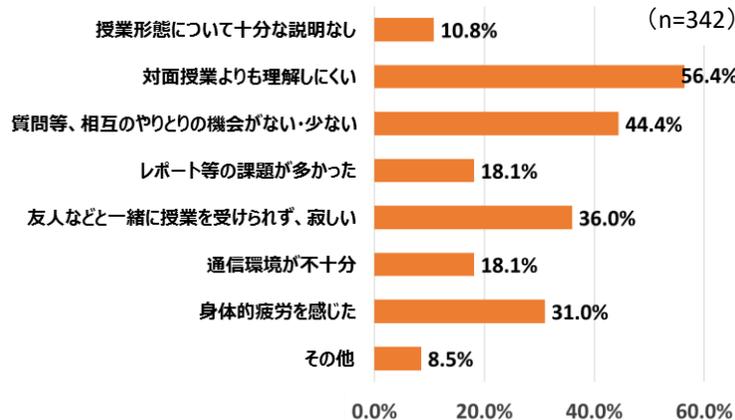
(1) オンライン授業の割合 (令和2年度後期)



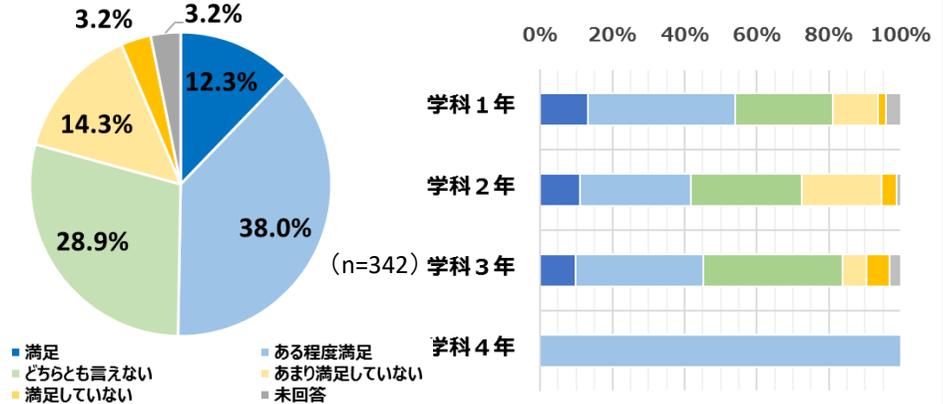
(2) オンライン授業の良かった点 ※複数回答



(3) オンライン授業の悪かった点 ※複数回答



(4) オンライン授業の満足度 (左: 全体、右: 学年別)



➡ 今後とも、授業内容について工夫を凝らしつつ、専門学校においてオンライン教育の質の向上とともに、対面授業を工夫して実施することが重要。

2. 経済状況について

- 令和2年度における国や学校などによる支援の利用状況について、**支援を受けていない生徒は、全体の約4割。支援を受けなかった生徒の半数以上が「支援が必要ない」と回答。**一方で、約17%の生徒が、支援策がよく分からない等により、必要だったが申請に至らなかった。
- 令和2年度にアルバイトをしていた生徒は約8割。アルバイト収入は**娯楽・交際費、食費、授業料等に充てている生徒が多い。**

(1) 過去1年間に受けた国や学校による支援

※複数回答可

(n=540)

支援策	割合
①高等教育の修学支援新制度 (国による給付型奨学金、授業料等減免)	10.6%
②「学びの継続」のための学生支援緊急給付金	9.4%
③日本学生支援機構の貸与型奨学金	39.8%
④学校による独自の授業料等減免 (①以外の授業料等減免)	11.5%
⑤学校による授業料の納付(支払い)の猶予	2.0%
⑥学校による独自の支援 (給付金、奨学金、その他物品の支給・貸与 など)	8.5%
⑦地方自治体や民間等の奨学団体による奨学金	4.8%
⑧その他	4.6%
⑨受けていない(受けたことはない)	36.9%

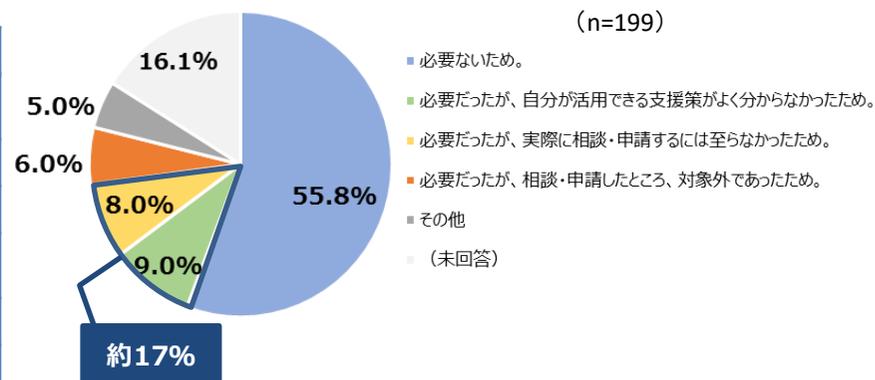
(3) 令和2年度にアルバイトをしていたか

(n=540)

回答	割合
はい	75.7%
いいえ	23.7%
未回答	0.6%

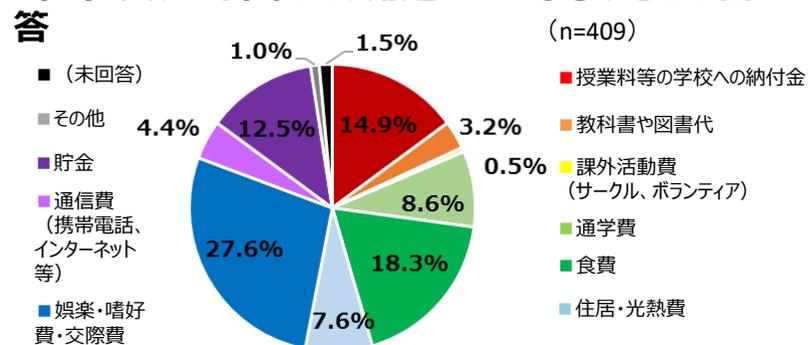
(2) 経済支援を受けていない理由

(n=199)



(4) アルバイト収入の用途 ※主なものを1つ回答

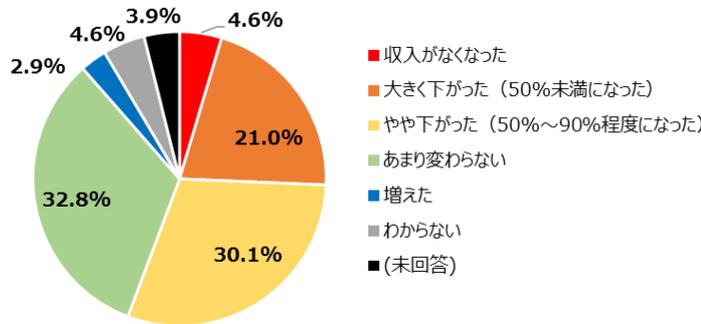
(n=409)



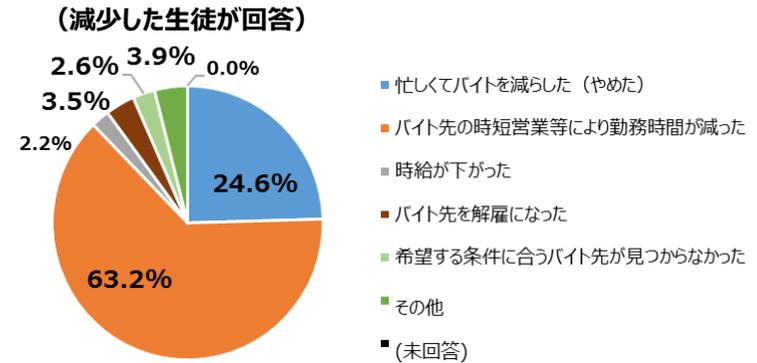
<出典 文部科学省 高等教育局 総合教育政策局>

○ **令和3年1～2月（緊急事態宣言発令中）のアルバイト収入が、令和2年10～12月（未発令時）より大きく減少した生徒は約2割。また、減少したうち約6割が、勤務先の営業自粛・時短営業要請の影響を受けた。**

(5) 令和3年1～2月のアルバイト状況 (n=409)



(6) アルバイト収入が減少した理由 (減少した生徒が回答) (n=228)



➡ 支援が必要ないと回答した生徒も多いが、支援策が十分に理解されない等により支援策を利用しなかった者も一定数存在。緊急事態宣言等に伴うアルバイトのシフト減による収入減については、政府の支援策がしっかり活用されるよう、生徒に対する積極的な周知や、生徒に対する相談体制の強化が必要。(例：休業支援金・給付金)

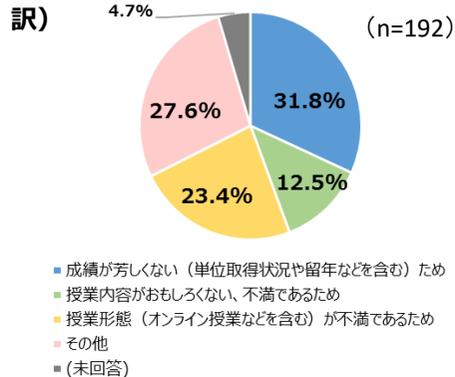
3. 悩みについて

○ 学生生活における悩みとしては、**将来のキャリアに関する悩みが最も多い。**

(1) 授業等に関すること

⇒ 悩みを抱える生徒は

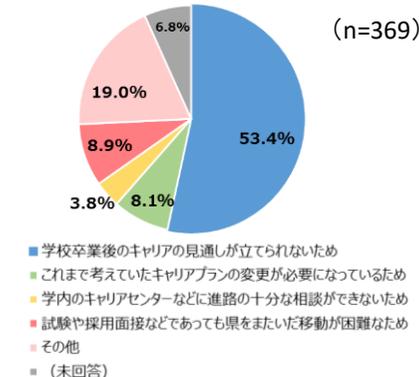
35.6% (以下はその理由の内訳)



(2) 将来のキャリアに関すること

⇒ 悩みを抱える生徒は

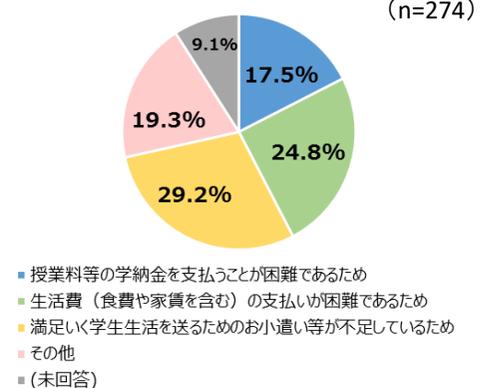
68.3% (以下はその理由の内訳)



(3) 経済的な状況に関すること

⇒ 悩みを抱える生徒は

50.7% (以下はその理由の内訳)

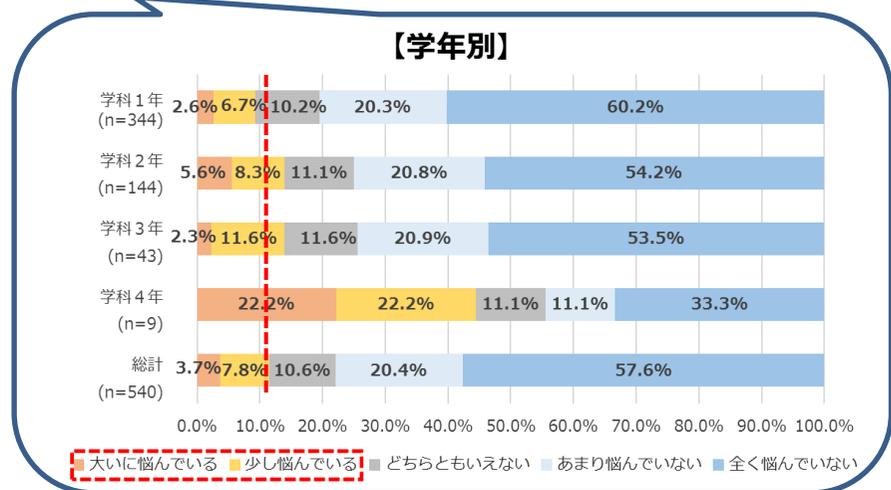
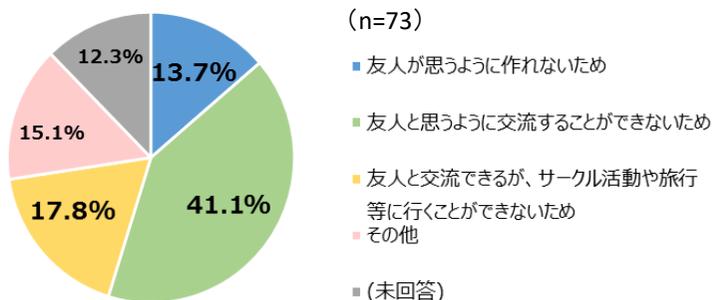


< 出典 文部科学省 高等教育局 総合教育政策局 >

- 学校内の友人関係に関する悩みを抱える生徒は約1割だが、**友人関係の悩みで最も多い理由は、友人と思うように交流することができないため**、となっている。

(4) 学校内の友人関係に関すること ⇒悩みを抱える生徒は13.5%

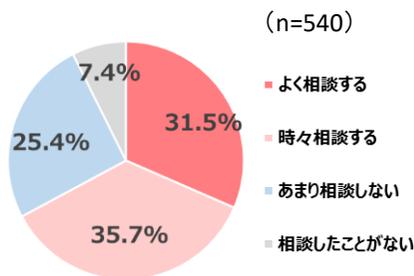
(以下左は、その理由の内訳。)



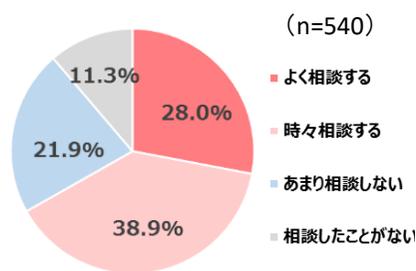
- 生徒の相談先としては、家族や兄弟、友人、同級生等が多く、**学校の教職員や相談窓口へ相談する者も約4割いる**。

(5) 悩みを改善・解決するための相談先

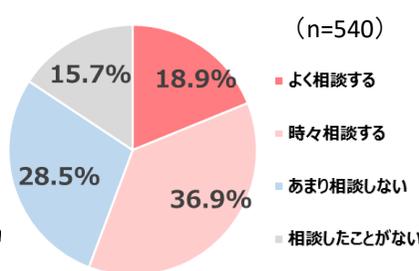
① 保護者や兄弟姉妹など ⇒相談する生徒は67.2%



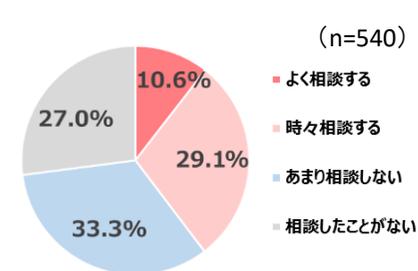
② 友人など ⇒相談する生徒は66.9%



③ 校内の同級生・先輩後輩 ⇒相談する生徒は55.7%



④ 学校の教職員や相談窓口 ⇒相談する生徒は39.6%



※「相談する生徒」の数値は、いずれも「よく相談する」及び「時々相談する」と回答した割合の合計



悩みを抱えた生徒が、専門学校の相談窓口を利用しているが、専門学校も身近な立場にあるため、引き続き、相談の実施・相談体制の強化を図ることが必要。

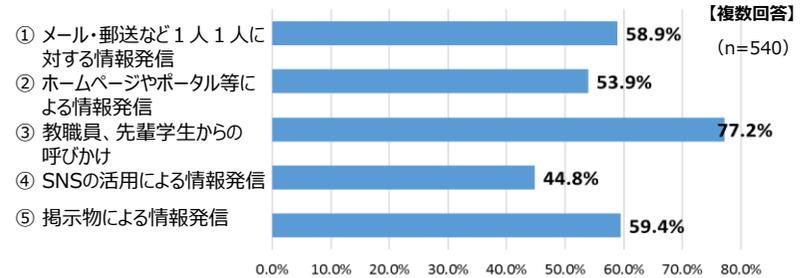
4. 情報発信や学校の対応について

- 不安や悩みを抱えた生徒のための情報発信として、自分の学校における情報発信をどの程度目にするかについて、「見る」又は「時々見る」ものが多いのは、**学校の教職員等からの呼びかけや、学校内の掲示物等による情報発信**。また、**実習等の教育面や教職員等によるきめ細かなサポート**に対して**満足している生徒が多かった**。

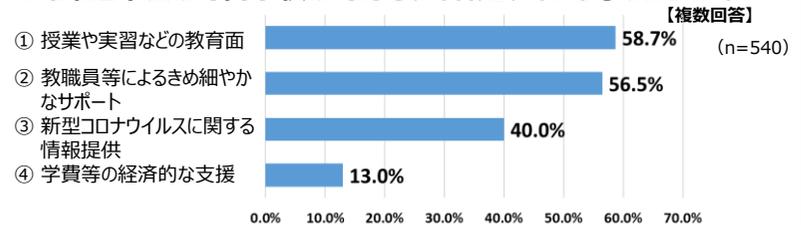
(グラフは、全生徒のうち、それぞれについて「見る」「時々見る」と答えた学生の割合。なお、過去1年間に経済的な支援を受けた生徒に限定した場合でも、概ね同様の割合である。)

➡ **専門学校では担任制等による教職員等から直接、生徒への呼びかけが実施されており、引き続き、丁寧な情報発信の継続・強化が重要。**

●令和2年度の専門学校における情報発信の方法について



●令和2年度の専門学校の対応として満足しているものについて



5. 退学・休学について

(n=540)

退学することを、真剣に考えている	0.4% (2名)
退学することを、少し考えている	2.2% (12名)
休学することを、真剣に考えている	0.2% (1名)
休学することを、少し考えている	0.9% (5名)
退学及び休学することは、考えていない	96.3% (520名)

- **退学について**、3月時点で、退学することを考えている生徒数の割合の合計は2.6%であったが、令和2年度中（1年間）に実際に退学した生徒数の、全体に占める割合（実績）は**5.53%（※）**であり、**令和元年度中の割合（実績）が6.69%であったことも踏まえると、退学者は減少している**。

- **休学について**、3月時点で、休学することを考えている生徒数の割合の合計は1.1%であったが、令和2年度中（1年間）に実際に休学した生徒数の、全体に占める割合（実績）は**1.33%（※）**であった。

(※)「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生徒への支援状況等の調査結果（令和3年3月末時点）」

6. 国や学校などへの意見・要望

オンライン授業について

(肯定的な意見)

- ✓ オンライン授業の方が周囲を気にせず受けることができ、集中しやすい。
- ✓ 「県外だから行きたい学校へ行けない」という距離的な制約が薄れつつある。

(否定的な意見)

- ✓ 授業は家ではなく学校に行き、先生方に直接教わりたい。
- ✓ 授業の内容自体理解しにくかった点はあまりないが、友達がどの程度作品などを作り上げているのかコミュニケーションがとりにくかった。
- ✓ 友達と同じ教室で授業を受けたい。

(授業形態に関する今後の課題等)

- ✓ 職業実践専門課程なのでテストよりも創作物で判定して欲しい。
例：今回学んだプログラム知識を含んだプログラムを提出。
- ✓ 気軽に質問できるようになるといい。
- ✓ 授業とは関係ない事でも質問できるような時間がほしい。

(受講環境に関する課題等)

- ✓ 機材がない家庭では機材のある家庭より学修分野に打ち込めず遅れていくため、学校で貸し出しなどを行ってくれると助かる。
- ✓ リモートで学校のPCを使えるような環境の構築をして欲しい。

経済的な支援について

- ✓ 施設利用が制限されているため、施設利用費を減額してほしい。
- ✓ 学費が高いが、どのようなことに使用しているかなど詳細を明記して情報発信してほしい。
- ✓ オンライン授業の価値に見合った授業料を設定する仕組みを設けてほしい。

情報発信について

- ✓ どのような支援をどうしたら受けられるのかの情報があまりなく、コロナに関する情報も遅い。

その他（交流機会、課外活動、相談窓口等）

- ✓ 学校での友人関係は、モチベーションを維持するための1つだと思っているので、来年度はもう少しクラスメイトと交流する機会を増やして欲しい。
- ✓ 学校の楽しみにしていた行事が全て無くなったので開催できる範囲で開催して欲しい。
- ✓ 進路について悩んでいる時に春休みの間は先生と進路のことをメールで連絡をするのみの為、直接会って話を聞いてほしい。
- ✓ 精神的なサポートについては、カウンセラーの配置などで改善されてきている。

1 私立学校法と学校法人の独自性

- 学長・校長の権限を最大限尊重しつつ、**設置する学校の教育研究の発展に向け、高度で複雑な戦略的経営が必要。**
経営と教学の協調を図りながら、運営基盤の強化、教育の質の向上、運営の透明性の向上という責務を果たす独自性を考慮すべき。
- 現在の制度は、所轄庁の違いや規模の大小等、**多様な学校法人を尊重し、柔軟に対応**することができる**包括的な制度設計**。
- 現在の評議員会の位置付けは、私的財産の抛出等に基づき、**創立の理念と建学の精神のもとに学校を設置・管理**するという固有性を踏まえたもの。
- 評議員会について、建学の精神に力点を置いた寄附行為の番人（＝伝統的なガバナンス構造）、教育研究活動の拡大等に伴う幅広い関係者との対話による公共性の維持（＝現代的なガバナンス構造）のそれぞれで、**業務執行に対するけん制機能の健全な実質化が必要**。
- 税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展を踏まえ、ガバナンス構造について、**社会的な信頼を確保すべき要請**が強まっている。

2 学校法人の機関構造設計の基本的視点と規律上の工夫

2-1 法人意思決定の構造とガバナンス構造との適切な構築

- ・ 「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方を基に、理事・理事会、監事及び評議員会のそれぞれの権限を明確に整理・分配。
私立学校の特性に応じた形で「建設的な協働と相互けん制」を確立する必要。
- ・ 不祥事発生の背景となるガバナンス不全の構造的リスクを低減する観点から、評議員会の地位や理事・監事・評議員の選出の在り方を改善すべき。
- ・ 現状において問題がないとしても、改革が不必要であるとは言えず、大部分が寄附行為に委ねられているガバナンス構造を、法的規律で明確化。

2-2 規制区分・寄附行為自治・経過措置の工夫

- ・ 必要となる法的規律は共通に明確化して定めつつ、**所轄庁の違いや、法人の規模を考慮するとともに、寄附行為による自治を一定の範囲で許容**するなど、学校法人の実情にも配慮すべき。その際、知事所轄学校法人であっても、全国的に展開する等の大規模法人については、大臣所轄学校法人与同等の扱いとすることも検討。
- ・ あわせて、現状の機関構造からの変更については、負担の回避・軽減と継続性に鑑み、**知事所轄学校法人については慎重に措置し、必要に応じて経過措置**を検討。

2-3 各種ガバナンスのエンフォースメント

- ・ 適切な機関構造の設計により**重層的にけん制機能を確保**するとともに、事業報告書等の**情報公開等によるガバナンスの実効性を確保**することが必要。
- ・ 理事会・評議員会の適正な運営確保、訴訟制度の整備、刑事罰の新設（特別背任・贈収賄等）などについて、他法人制度を参考に導入。
- ・ ソフトローとしてのガバナンスコードの見直しや実効性確保の方策についても、必要な支援を行いつつ、**自主的な検討と改善を促進**。

3 学校法人改革の具体的方策

3-1 学校法人における理事会・評議員会の地位

(1) 学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限

- ・大臣所轄学校法人においては、法人の基礎的変更（任意解散・合併、それに準じる程度の寄附行為の変更）について、理事会の決定とともに評議員会の決議を要する。基礎的変更に関わらない業務に関する事項については、現行制度を維持。
- ・知事所轄学校法人においては、現行制度を維持。

(3) 評議員会のチェック機能によるガバナンス強化

- ・理事の選任については、評議員会その他の機関を選任機関として寄附行為上で明確化。評議員会以外の機関による選任の場合は、評議員会からの意見聴取を義務付け。
- ・理事の客観的な解任事由（法令違反、職務義務違反、心身の故障等）を法定。
- ・評議員会に、理事選任機関が機能しない場合の解任請求、監事が機能しない場合の差止請求・責任追及の請求等を認める。大臣所轄学校法人の評議員会の招集要件を緩和。
- ・校長理事制度は、解任事由がある場合に理事としての解任がなされることを前提に維持。
- ・理事の任期は4年を上限とし（再任は可）、監事・評議員の任期を超えない範囲で寄附行為で定める。
- ・監事の不正報告、所轄庁の解任勧告の対象に評議員を含める。

(2) 理事会の監督機能によるガバナンス強化

- ・理事会による理事長の選定・解職を法定。
- ・重要事項の決定につき、個別の理事への委任を禁止。
- ・理事に対し理事会への職務報告を義務付けるとともに、理事会の公正や活動状況等の情報について、事業報告書における情報開示を促進。
- ・大臣所轄学校法人においては、外部理事の数を現行の最低1人から引き上げ。

(4) 評議員の選任と評議員会の構成等の適切化

- ・評議員の選任については、評議員会を選任機関として明確化し、理事・理事会による選任に一定の上限を設定。あわせて、評議員に求める資格・能力の要件を明確化。
- ・理事と評議員の兼職を禁止。あわせて、評議員の下限定数を引き下げ。
- ・評議員会機能の健全な実質化・可視化を図るため、役員近親者、教職員、卒業生等、属性に応じた上限割合を設定。知事所轄学校法人については、規模や関係者の範囲も踏まえて円滑な事業継続に配慮。
- ・評議員の任期は6年を上限とし（再任は可）、寄附行為で定める。

3-2 学校法人における監査体制の充実

(1) 監事の地位の独立性と職務の公正性の確保

- ・監事は評議員会が選任するとともに、役員近親者の監事就任を禁止。
- ・理事と同様、監事の客観的な解任事由を法定。
- ・監事の任期は理事の任期と同等以上となるよう寄附行為で定める。
- ・大規模大臣所轄学校法人については、監事の一部を常勤化することとする。
- ・評議員会と協働し、的確な判断をするため、監事が評議員会に出席し、意見を述べる責務を明確化。

(2) 重層的な監査体制の構築

- ・大臣所轄学校法人において、リスクマネジメントや内部監査、監事への内部通報等の内部統制システムの整備を理事会に義務づけるとともに、会計監査人による会計監査を制度化。その際、私学法及び私学振興助成法に基づく計算書類や会計基準を一元化し、両法に基づく監査の重複を排除。
- ・事業報告書において学校法人のガバナンスに関する情報を積極的に開示する仕組みとするとともに、計算書類においてはセグメント別の情報表示を検討。
- ・子法人の設置により、ガバナンス構造に間隙が生じないよう、計算書類の注記における記載事項等の見直しを検討するとともに、監事・会計監査人の調査対象に子法人を含める。

3-3 その他

- ・役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得について、これまでの不祥事案を踏まえ、他の公益法人制度に合わせて刑事罰を新設。
- ・学校法人が私人の寄附財産等により設立・運営されることを示す意義に鑑み、評議員、外部理事等の理解を積極的に得る努力をしつつ、「寄附行為」の名称は維持。